

## 第 2 日

1. 平成26年12月11日午前10時00分招集
2. 平成26年12月11日午前10時00分開議
3. 平成26年12月11日午後 4 時37分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 曉	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 荒 木 拓 馬	14 番 杉 本 和 彰	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 松 尾 裕 二 書 記 前 田 聡 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長 福 原 秀 治	教 育 長 小 出 正 泰
総 務 課 長 高 木 洋一郎	総 合 支 所 長 松 尾 憲 成
会 計 管 理 者 隈 部 久美子	兼 住 民 課 長 今 村 裕 司
税 務 住 民 課 長 石 原 民 也	企 画 課 長 堤 一 徳
経 済 課 長 坂 本 政 明	健 康 福 祉 課 長 池 田 宝 生
学 校 教 育 課 長 吉 田 収	建 設 課 長 有 富 孝 一
学 校 統 合 推 進 室 長 樋 口 哲 男	社 会 教 育 課 長 坂 本 誠 司
事 業 課 長 山 下 仁	福 祉 課 長 豊 後 正 弘
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長 石 原 忠 邦	町 立 病 院 事 務 部 長

12. 議事日程

日程第1 一般質問

7 番 小 山 曉 議員

12 番 笹 渕 賢 吾 議員

2番 森 潤一郎議員

8番 高巢 泰廣議員

4番 豊後 力議員

---

開議 午前10時00分

**○議長（杉本和彰君）** 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

---

## 日程第1 一般質問

**○議長（杉本和彰君）** 日程第1、一般質問を行います。

本日は、5人の議員に通告受付順によって、発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については登壇して行うことといたします。質問者は、最初の1項目すべてを登壇して行い、再質問は細分されたことについて、一問一答で行います。第2項目からの質問は質問席から行います。時間は、執行部答弁を含め60分以内とします。

最初に小山議員の発言を許します。

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 改めまして皆さんおはようございます。7番議員の小山でございます。

まずもって慌ただしい師走の最中、しかも大変寒い中にもかかわらず、早朝から議会傍聴においでいただいている皆様に高いところからでございますが、厚くお礼申し上げます。

早速ですが、ただいまから先に通告しておりました通告書に従いまして、これから一般質問を行いますので、執行部におかれましては、要領よく簡潔明瞭な答弁を、まずお願いをしておきます。

早速ですが、御案内のとおり安倍政権は、消費税10%の引上げを2017年4月に先送りする方針を決定したのと同時に、唐突にも先月21日に衆議院解散を断行しました。そして今月の2日に公示、14日投票となっておりますが、すでに選挙戦も終盤に入っており、残すところあと3日間となっております。今回の解散について足踏み解散とか、大義がない解散などと批判が集中しましたが、結局は経済政策のアベノミクスが選挙の争点となっており、その是非を問う選挙であります。

今、私たちの町が直面してる人口減少問題、少子高齢化の問題、福祉介護の問題、さらには地域経済の活性化のどれひとつとっても喫緊の課題であります。そのためにも、一日も早く地方にも景気回復を加速させる政策を強く要望するものであります。その政策の一つとして、先の国会で地方創生まち・ひと・しごと創生法案がすでに成立しており、そのためにも是非とも今度の選挙でこれまでの政権与党に再び頑張ってもらい、人口減少克服と地域経済活性化並びに社会補償政策を絶対後退させないよう、ともに公約実現にむけて取り組んでいただくよう、期待をしながら今回の選挙結果を待ちたいと思います。前置きが長くなりましたが、ただいまから一般質問を

行います。

まず、質問事項の1点目ですが、先ほど触れました地方創生につきまして、次の2点について質問いたします。まずその1点目ですが、地方創生関連2法案が先の国会で成立したのに伴い、平成27年度から地方自らが政策目標を設定し、人口減少の克服や地域経済活性化を進める地方創生新交付金制度がスタートすることになっておりますが、和水町独自の総合戦略やビジョン作りがどのようになっているのか、現時点での取り組み状況について伺います。

次2点目、和水町の特性に即した地域活性化戦略の一環として、中林地区に現存する日本マラソンの父、生家、故金栗四三邸を町の歴史文化遺産として指定登録し、今後町民並びに我が国のスポーツ振興の礎として、保存継承していく考えはないか伺います。

以上、地方創生について2点について、1回目の質問を終わります。

**○議長（杉本和彰君）** 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** おはようございます。小山議員の御質問に答弁いたす前に、傍聴席の皆様、お寒い中を、また師走のお忙しい中を傍聴にお見えいただきまして、誠にありがとうございます。まずもって感謝を申し上げます。前置きをいたして申し訳ありません。

小山議員の御質問にお答えを申し上げます。

我が国では急速な少子高齢化に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこと等を目的といたしまして、まち・ひと・しごと創生法が本年11月21日に成立をいたしております。

国は、50年後に1億人程度の人口を維持することを目指し、日本の人口動向を分析し、将来展望を示す、長期ビジョンと中期ビジョンを基に、今後5カ年の政府の目標、施設の基本的方向性や施策を提示する総合戦略を策定することとなっております。

その後、都道府県と市町村は、まち・ひと・しごと創生法、第9条及び第10条に基づき、国が策定した計画を勘案して、人口動向を分析し、将来展望を示す地方人口ビジョンと、それを基に、当該地方公共団体における今後5カ年の目標施策の基本的方向性や施策を提示する地方版総合戦略を定めるよう努めなければならないとされております。

現在国では、長期ビジョンと総合戦略について策定中でございます。お話にもございましたけれども、この総選挙が終わりましたら、早速またこの部分が進むことかと思っておりますけれども、当町におきましても、地方人口ビジョンや地方版総合戦略等の取り組みをしてまいらなくてはなりません。

おっしゃるとおり、地方が地方自らが独自の施策、それから独自のビジョンで、その地方地方の再生を創世を図らなくてはならない。これまでの交付金と違いまして、事業に対する交付金と。そういうかたちであろうかと思っております。

和水町におきましても、定住促進に伴う若年人口の維持及び増加、それから和水町の文化歴史を含めた社会資源の充実と、それから和水町の発信、インフラ整備等を柱といたしまして、具体

的施策を打ち出しアピールをしているところでございます。このへんにつきましては、後ほど担当課長より詳細を答弁したいと思います。今後は、これに肉付けをいたしまして、具体的事業へもっていくと同時に、今議会で提案中の組織変更等により効果的に運用できるような財政にもってまいりたいというふうに考えております。

1点だけその中の目玉といたしますか、を申し上げますと、道の駅を中心としました総合再開発プラン、これを今、国土交通省の応募に応じてモデル地区として、手を挙げておりまして、是非ともこれを認めてもらいたいと思うところでございますけれども、いずれにしましてもこれら既存の施設を核にいたしまして総合的な、また、特色のある施策を展開していかなくちゃならんと、そういうふうに思っております。

申しあげましたようにこの点は担当課長より説明をさせていただきます。

2点目の金栗四三先生にかかわることでございますけれども、御存じのように金栗四三先生、日本で初めてオリンピックに参加されました。当時は世界記録保持者として出場されましたけれども、船で大陸に渡るあるいはシベリア鉄道の長旅等々、アクシデントが重なりまして、猛暑で参加の半数が途中棄権する中、先生も途中棄権ということになりました。その後、2回のオリンピックに出場されましたけれども、入賞はかないませんでした。引退後は後進の指導、日本陸上はもとより、女子スポーツの普及強化に尽力していただき、正月恒例の東京箱根間大学駅伝や福岡国際マラソン等の創設、また県内におきましては、熊本県体育協会の設立、初代の会長、熊本県の教育委員長、昭和35年の熊本国体におきましては、聖火の最終ランナーを務めていただきましたことは皆さん御存じのとおりでございます。

このような方がこの和水町の出身ということは、大変名誉なことでございます。これまでもいろいろ顕彰する行事を行ってまいりましたけれども、今後もその顕彰を大いに展開していく必要があると、強く認識しているところでございます。

現役時代の金栗先生は、日本の枠内にとらわれず、世界に飛び出された勇気をお持ちの方でございました。その後の陸上の普及強化に努められたことは、特に顕彰されるものでございます。そのあとを引き継いで、ボストンマラソンに優勝しました山田敬蔵先生、廣島庫夫先生、濱村先生、その指導を受けた、勲等を受けた幾多の名選手が排出をいたしております。

そういうわけで和水町で感じるよりも金栗先生の名声というのは、中央へいけばいくほど顕著なものでございまして、小山議員の御質問に対しては、御遺族といたしますか子孫といたしますか、との兼ね合いもありますけれども、町長といたしましては是非是非実現してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

あとは、申しあげましたように自席で答弁をさせていただきます。以上でございます。

#### ○議長（杉本和彰君）

企画課長 今村裕司君

#### ○企画課長（今村裕司君） 小山議員さんの質問にお答えいたします。

今年9月人口減少超高齢化という日本が直面する大きな課題に対応するため、まち・ひと・しごと創生本部が設置され、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現等の基本的視点がとりま

とめられ、国と地方が総力を挙げて取り組みべきの指標として、国は長期ビジョンと総合戦略を策定することとなっております。

その長期ビジョンと総合戦略につきましては、先ほど町長から説明がありましたように現在策定中であり、その総合戦略の基本的方策、政策イメージですけど、いわゆる策定する政策分野ごとの取り組みとしまして、五つ挙げられてまして、一つ目として地方へ新しい人の流れをつくる、二つ目として地方に仕事をつくり安心して働けるようにする。三つ目として若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。四つ目として時代にあった地域をつくり安全な暮らしを守る。五つ目として地域と地域を連携する。以上の五つが掲げられており、この項目に沿ってそれぞれの地域の実情に応じた政策を総合的に推進することとなっております。

また、まち・ひと・しごと創生の政策を検討するにあたっては、総合戦略の政策5原則に則した政策を整備することとなっております、その原則としまして一つ目が自立性、自立を支援する施策であること。二つ目として、将来性、夢を持つ前向きな施策であること。三つ目として地域性、地域の実情等を踏まえた施策であること。四つ目として直接性、直接支援効果のある施策であること。五つ目として結果重視、結果を追及する施策であること。以上の五つの原則に基づき政策の展開を図っていくこととなっております。

現在町では、このまち・ひと・しごと創生、地方創生の取り組み状況は、10月に職員へのアイデアを募集を行い、107件の提案があつてます。

さらにこのアイデアの中から、熊本県選出の代議士が代表となっている、チーム熊本地方創生実行本部へ空き家、空き店舗を活用し、地方移住希望者の支援策の策定事業等、7事業を提出しております。

今後の町の取り組みのスケジュールとしましては、国から地方版総合戦略についての骨子について示された後に、地方版総合戦略を平成27年度中に地方人口ビジョンと合わせて策定したいと考えております。ただし地方人口ビジョンにつきましては、国からすでに調査、分析、項目等についての、調査が示してありますので、現在その策定作業を行っているところでございます。以上です。

## ○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま地方創生についての質問をいたしました。この地方創生の制度の狙いは、今も話がありましたけども、あくまでも地方自らが施策目標を設定して、魅力ある地方を創生するとともに地方への人の流れを作って、地方を活性化されることは強く求められていると思います。

そのためには地域間競争に打ち勝つ大胆な構想と政策をもって、これからの和歌山県を是非創生していただきたいと思います。

先ほど町長の方からもその一部戦略について基本的な考え方を述べていただきましたが、国の来年度の予算編成につきまして、現在進行中だと思っておりますが、地方自治体が柔軟につけるこの地方創生新交付金制度の内容について、何かわかっておりますならば、伺いたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

企画課長 今村裕司君

**○企画課長（今村裕司君）** はい。国の現在の予算編成ですけど、具体的な内容等はちょっと示してありませんけど、予算総額をだいたい1兆円程度、5年間で1兆円程度予定してあるみたいですよ。

その内訳としまして、まず消滅自治体、896自治体が示されておりますけど、その896自治体に年間1億円程度を予定してあります。

それから、地域自治体、消滅自治体とか、政令市、地方政令市を除く自治体、299自治体に対しては年間2億円、それから地方中枢拠点都市、政令市を除く地方中枢拠点都市に対しては、51自治体ございまして、年間5億円。それから、地方政令市としてまして、10自治体に対して、年間10億円を予定されておまして、年間1,849億円プラスの諸経費の5年間ということで、現在1兆円程度を国の方は、予算創出する傾向で動いていると言っております。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 時間がありませんので先に進ませてください。

2点目の金栗四三先生の生家の保存につきまして、町長から明快な答弁をいただきました。

是非実現させてまいりたいという答弁をいただきました。大変うれしく思います。もちろん、先ほども話ができましたけども、相手のあることですから、今後のことにつきましては、こと慎重に進めていかなきゃならないと思いますけども、金栗先生のこれまでの偉大な遺徳と功績、そしてその足跡というのは、先ほども話ができておりましたけども、日本にとどまらず世界の金栗として君臨してこられたと思うわけでございます。今後、町として金栗先生の伝説を後世に残し、伝えていくことに対しまして、当然町は義務と責任があると思います。それで町長は実現させてまいりたいという答弁をされたと思いますが、この件について考えは変わりませんですね。再度見解をお伺いいたします。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 行政としての私の気持ちは、ゆるがないところでございます。もう是非、そのようにさせていただきたい。できればその生家の方を、御遺族の方にお引き渡し願えれば、予算を組んででもそういうことに実現をしてみたい。

それから今町内でも、いろいろな金栗四三先生の冠をのせまして、陸上競技やっておりますけれども、今最長10キロでございます。20キロコースを作ればもっともっと増えるのは間違いのないところでございますけれども、交通規制等との問題もありますので、そのへんは十分に慎重にというふうに考えております。

ただ、金栗先生の御功績というのは、これはもう先ほども申しましたけども、和水町以上に中央では顕著でございまして、おそらく金栗四三という名前が載っただけで多くの方が集まっていたらいいんじゃないかというふうに考えます。

それからこれにつきましては、教育長あての御質問もいただいておりますので、教育長から教育委員会としての考え方を申し述べさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 今町長の方から答弁いただきましたので、十分理解できました。教育委員会の方にお尋ねいたします。町の文化財保護法第1条で、町内に存ずるもののうち、町に重要なものを指定してその保存及び活用のため必要な処置を講じもって町内の文化的交流に資するとともに我が国文化の発展に貢献することを目的とすると、云々と、この第1条で明記してありますが、そのためには、同条例の第4条規定にありますように、金栗四三邸を町の文化財として、指定したらどうかと提案したいと思いますが、その点1点伺います。もちろん町の文化財に指定する場合は、所有者の同意が前提となりますし、そのうえで町文化財保護審議会等々の諮問をしなければなりませんけども、今後保存活用していくためには、この方が私は最適と考えますが、教育長の考えをお聞かせください。

**○議長（杉本和彰君）**

教育長 小出正泰君

**○教育長（小出正泰君）** 今小山議員の方から御質問と同時に具体的に、質問をしていただいたところでございますけども、中林にあります故金栗四三先生の生家、歴史文化遺産として、それから登録し保存顕彰していくという考えはないかという御質問でありますけども、これまで合併前も平成17年に県の体育保健課、それから県の陸上競技協会の会長さん方とも、相談連携をしながら生家の管理をしている、また金栗家の御子孫の方々とも、生家の保存のために購入または寄附、あるいは町での管理の概要、お願いしておりましたけども、現在には実現にいたっていない状態でございます。

そういう中で生家の保存につきましては、私たちも非常に危惧していることでございまして、熊本市にお住まいの金栗四三先生の子孫の方々にも定期的に来られまして、実家の管理をされているということを聞いております。その中で将来も金栗先生の生家として、是非残したいという思いは強く持っているところでございます。

現在町の歴史文化遺産という指定登録の項目はございませんが、町の文化財保護条例の目的で、町の区域内に存ずるもののうち、町に重要なものを指定して、その保存及び活用のための必要な経費も講じながら、もって町民の文化的資質に資するというのもございますので、町の文化財指定することは、可能であると考えております。

その際、所有の方々の同意ももちろん、先ほど御指摘ありましたように、当然必要になってまいります。金栗四三先生の顕彰については、これまでも継承してまいっておりますけど、今後ともさらに続けていく必要があると考えております。以上でございます。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** ただ今教育長の方から具体的、今後保存は可能であるという答弁をい

ただきましたので、その方向で是非進めていっていただきたいと思います。

もし、この金栗四三邸が町の指定文化財として保存活用が可能となれば、日本マラソンの父の生家として蘇りまして、金栗四三歴史資料館等々の構想も夢じゃなくなると思います。

また、金栗マラソン大会そのものの新たなコース設定等も可能となりまして、よりグレードアップした全国に情報発信できる大会がさらに私は期待できると思います。

地域に活力を取り戻すとともに、それこそ魅力ある地方創生の戦略として、私は機能すると、このように考えております。

現在、全国各地で古いものが見直されまして、それが地域おこしの原動力となっているというケースは皆さんも御案内のとおりだと思います。本町の場合、400年の歴史を持ちます三加和手漉き和紙や戦国わらじあるいは、八つの神様等々はすでに町観光の目玉商品となっております。金栗四三邸がこれに加われば、さらに名物がひとつ増えることとなります。

御案内のとおり、先般国内の三カ所の手漉き和紙の技術が、手漉き和紙の技術が、さらにユネスコの世界遺産に登録されました。本町の手漉き和紙も勝るとも劣らない歴史と技術を持っております。残念ながら菊水の城北製糸がすべて解体となってしまいました。今その姿、もうございません。このように一方では、貴重な文化財が消滅している事実もあることを、訴えたいと思っております。

地方創生の根幹には、そこにしかないものを大事に守り育てていく古くからの知恵を、大事に生かしながら故郷のよさを再発見することから始まるのではないだろうかと思いますが、最後に町長の答弁を一言お願いします。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 小山議員の言葉、応援の言葉と受け止めました。先ほど言いました、ひと・まち・しごと創生の和水町のプロジェクトの中に、まさに金栗四三先生を頭に描きまして、マラソン、駅伝の町の確立事業というのも一つ挙げております。従いまして、小山議員から今御質問というよりも、御提言と受け止めますけども、大事にしながら進めてまいりたいと思いますので、是非御協力をお願い申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** それでは次の質問にいきます。

質問事項の2項目の1点目ですが、公害の定義と国民の義務、行政の責務について伺います。

それから、失礼しました。2点目の質問ですが、現在、大田黒・津田地区で、公害悪臭による紛争問題について町行政があっせん・調停・仲裁に入っていると聞きますが、現状はどうなっているのか、これまでの経過と問題について簡潔に答えていただきたいと思います。

それから3点目は、今後町はこの悪臭公害問題を円滑、適正に処理するため、どのような対策や解決方法を講じるつもりか、以上3点についてお伺いいたします。

**○議長（杉本和彰君）**



○町長（福原秀治君） 2項目目の小山議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1番の公害の定義ということでございますけれども、大変恐縮ですが、間違いがあるといけませんので、条文そのまま大急ぎで読み上げさせていただきます。短いですが大丈夫だと思います。

まず、公害というものの定義につきましては、環境基本法第2条第3項で定められておりまして、公害とは環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲に渡る大気汚染、水質汚濁、水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含むと、いうことでございます。土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境にかかる被害が生じることをいうというほどに定められております。

悪臭防止法、これに変わる悪臭防止法でございますけれども、第1条でこの法律は工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。それから公害紛争処理法でございますけれども、第1条にこの法律は公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする、というふうに謳ってございます。

また、悪臭防止法の第8条第1項では、市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良、その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することができるとあります。

しかし、同様に第8条、同じ条の第5項では、市町村長は小規模の事業者に対して第1項規定による措置をとるときは、その者の事業者ですね、事業活動に及ぼす影響について配慮しなければならないとございまして、第8条第1項についても、悪臭原因物質の発生を理由に事業場の移転及び操業停止を勧告することはなかなか困難でございます。申し上げましたけれども、公害の定義と国民の義務というお尋ねに関しまして、公害とは経済合理性の追求を目的とした、社会経済活動によって環境が破壊されることにより生じる社会的災害のことを言います。

公害は、環境基本法第2条第3項により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭を典型7公害と呼び、これらによって人の健康または生活環境にかかわる被害が生ずることと定義されております。環境基本法では基本理念として、環境の恵沢の享受と継承と環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を謳っていますが、この基本理念にのっとり国民の義務は日常生活に伴う環境負荷の低減に努め、環境保全に自ら努めるとともに国、地方、公共団体が実施する環境保全に関する施策に協力することとされております。

また、行政の責務はこの基本理念にのっとり、環境の保全に関して自然的社会的条件に応じた

施策を策定し、実施するということになっております。

2番目でございます。現在の大田黒・津田地内での問題でございます。大田黒・津田地区内での悪臭問題は、小山議員の質問中、町があっせん、調停、それから仲裁ということでございますけれども、今の立場はあっせん、調停、仲裁をするものではなく、苦情の申立者と事業者間での話し合いの場を提供することで問題を認識共有し、解決に向けて努力しておるところでございます。

当事者である事業者は、平成5年より現地で肥育業を肥育、平成15年に国庫補助で堆肥舎の攪拌装置を設置されました。一方苦情申立てにつきましては、大田黒地内で商業施設の開業を目的に用地を購入され、平成24年に造成工事が始まりました。その当時、周辺のアンモニア臭の悪臭を訴えられ、これまでの問題となっております。しかし、それまでも近隣の地域住民から悪臭については、問題になっておりました。そのため、平成18年度より当事者をはじめ、県振興局、農業普及振興課、有明保健所衛生環境課、役場関係課の経済課、税務住民課の職員、地域住民に集まっただき、先月11月25日までの間に畜産、悪臭会議を17回開催いたしております。その他内部打ち合わせや、現地確認等を行ってまいりました。

これまでの対策としては、事業者は臭気の遮断として、畜舎周りをビニールカーテンを貼りましたり、換気扇の設置、脱臭に関する薬剤の散布、堆肥舎からの全堆肥の持ち出し等がなされました。

しかし、一時的には改善がされましたけれども、時期場所によっては、依然苦情の申立てがございまして、完全ににおいがなくなったわけではない状態でございます。これまで事業者や県関係機関と相談しながら改善を行ってききましたが、悪臭防止法では市町村は事業に対して勧告できるものとなっておりますが、事業者の経営に影響を及ぼさない範囲となっております。事業者もこれ以上は経営的に厳しい状況といわれております。苦情発生から、できる限り早期解決へ結びつけていかないと、今後問題がさらに長期化するケースが多く、今回の場合も同様で、よい解決策が模索できればというふうに感じております。

3番目でございます。なかなかそういうことで今のところ折り合いがついておりません。苦情処理の町の行政の限界については、申しあげましたように御理解をしていただく必要がございまして、県の苦情解決機関である、熊本県公害審査会、環境生活部、環境衛生係が窓口になっておりますけれども、そのへんのあっせん、調停、仲裁が行われるのも一策かなというふうに考えておりますけれども、まだ今その状況にいたっておりません。

また次回、多分年明け早々になると思っておりますけれども、話し合いを図っていきたいというふうを考えております。

なかなか町としてはどっちの立場に立つわけにもいかず、苦慮をいたしておるところでございます。以上でございます。長くなって。

### ○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 私が今回この問題をあえてとりあげましたのは、この悪臭問題で、悪臭公害問題で困っておられる住民の方々の思いや、一方生活の糧として経営をしておられる当事

者のことを考えますと、それこそ一日も早くこの問題を円満に円滑に処理、解決しなければ、地域づくりやまちづくりの段じゃないとの思いが、強い思いがあったからであります。

実は議員の中に当事者がおられますので、質問しにくい面もございますけれども、これまでの町行政の対応を含めて、是は是、非は非として質問しておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

先ほど、最も大事な法的根拠を確認するために環境基本法、悪臭防止法、それから公害紛争処理法などにつきまして、町長から詳しく答弁をしていただきました。ひとつだけお伺いいたしますが、現状はその法律どおり、取り組んでおられるのかどうかお伺いいたします。

#### ○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原民也君

○税務住民課長（石原民也君） 小山議員の御質問にお答えします。

法規上、現状に即した行動、実施ができておるかということですが、まず悪臭公害が始まりましたのは、古く10年近くなるということです。悪臭苦情がでた場合、うちとして行政の方としては、まず発生源、それから苦情申立者、住民等の施設のとこ、住民のお話とか、施設の運転状況等を聞き取り調査しながら、場合によっては臭気の調査をするということで平成24年の12月から26年の6月に渡って約10回ほどのアンモニア臭の測定を簡易であります、やっております。その測定値に従いまして、対策の協議等をするわけですが、まず県の方では悪臭防止法において工場や事業所に事業活動によって発生する悪臭については、必要な規制をなさうということにはなっておりますが、熊本県では平成22年5月に全域を規制地域と指定しております。そして、悪臭防止法の施行令第1条で、アンモニア、メチルメルカプタンなど22種類の特定悪臭物質を指定しているわけですが、畜産事業所の悪臭物質はアンモニアということで、特定悪臭物質濃度による規制を適用しております。ただ、畜産農家というのは、敷地全体から排出される場合で、その濃度の規定が敷地境界線による濃度測定規制ということになっておりまして、簡易測値で、許容濃度が1ppmですけど、測値の境界線の測値については、1ppm以内、基準値以内に収まっているということでした。ただ、会議の中でも悪臭を防止するためには、まず床どこのこまめな掃除とか切り替えをしていただくようお願いするということと、住民の方からのお願いもですね、頭数を減らしてくださいということだったんですけど、先ほど町長の方から申されました、悪臭防止法の第8条の第5項のところ、小規模経営者の配慮ということで、それと境界線の測値自体が基準値内ということで、勧告まではできないということで指導ということでお願いは畜舎の頭数の減らすやつと、床どこの20日から30日すると腐って、においが非常にきつくなるので、その分早めの回転で回収、取り換えでお願いしますということをお願いしております。そすと畜舎内、外もですけど、清掃をこまめにして雨対策として外に水がはねるわけですけど、その畜糞の掃除をしないと雨が降った場合、近くの水質関係も影響がありますので、掃除の、こまめな掃除はお願いするということで、そこらへんのところはある程度守られているかと思っております。

ですから、法的に悪臭防止法で勧告というところまでは基準値内という関係でそこまではいって

おりません。指導というかたちでお願いをしております。今後住民の方等も含めての会議も継続してするというのですが、県の方の公害審査会という調停・あっせん・仲裁関係の中立の立場でそういう御相談に応じるところもありますが、何分苦情申立者の方からの申立てということで、まだそこまではちょっと進んでおりませんので、今後お願いを協議も含めまして、いろいろ検討していきたいと思っております。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 町はこの悪臭公害と認めていながら、これまで約10年間、今日までにひとつ解決策を見いだせないまま堂々巡りを繰り返し、今日にいたっているわけでございますが、町長こら行政としてちょっと問題じゃなかろうかと、町長は変わられたばかりですからちょっと言いにくいですけどね。これあんまりにもお粗末じゃないだろうかと、行政としての対応が。私はそのように思います。それで公害紛争処理法の第1条で公害にかかる紛争は迅速かつ適正な解決を図ることになっておる。これまで必要な規制や特別な防止対策をなんら講じていない現状というのは、どうみても悪臭防止法第1条に抵触すると考えますけど、行政の最高責任者としての町長の法的見解をもう一度求めます。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** もうかれこれ10年近くなるんですけどもね。何もしてこなかったというわけ、過去の経過を見てみますと、何もしてこなかったというふうなこともあたらなにかというふうに反論するようですけど。当たらないかと思えます。先ほどちょっと申し上げましたように、申立者の意向を踏まえて、かつてビニールを貼る、あるいは、失礼しました。ちょっと見させてください。だいたいわかりますか。いろんな申し出に対する対策というのは、講じてまいっておるところでございますけども、なかなか最終的に歩み寄りが難しいというところがございます。申立者の気持ち、住民の皆様のお気持ちも、理解できる部分がありますし、また事業者もそういう意味ではなかなか角をためるわけにもいかないという部分がございます。もろもろ県等々とも相談しながら、今のところは早急に解決を図ってまいりたいというぐらいしか申し上げられませんけども。努力はいたします。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** 町長の心のうちは大分理解はできます。理解はできますけども、実態が実態だけに、私たちの方でも地域住民の声を代弁しなければならない立場にございますので、今日は質問してるわけでございます。それで、もう1点だけ、ちょっとここでお尋ねしたいんですけども、この悪臭公害問題に対して、玉名保健所の見解をちょっとお伺いしたいと思います。どのようになっていますか。お願いいたします。

**○議長（杉本和彰君）**

税務住民課長 石原民也君

**○税務住民課長（石原民也君）** はい。これまで17回、会議をもった中で、有明保健所、玉名保健所の方にも一応立会いということで、来ていただいております。数回ですけど。全部じゃありません。

その中で、県の方のやつは、臭気の場合は市町村の方に権限の委譲といかたちで、保健所の方は河川の水質に関係してお願いをして、水質の調査っていうのも、まず水質汚濁防止法で、汚水廃液を排出する施設を特定施設というわけですけど、その特定施設を排出する事業所を特定事業所が畜産系では豚房、豚では総面積が50平米以上、牛房では、200平米以上の規模が特定施設に指定しております。その分については対象になりますけど、phとかBOP、大腸菌の生活環境項目で一日当たり平均排水量が20㎡以上の排出の規模がないと規制の対象でないということで、あくまでも保健所の方からもそういう環境に対しては、適正というか指導は排水の方に流しこまないようにとか、指導はありますけど、行政的な基準というのがあります、そこまでは出してないという状態でございます。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** ただ今保健所の見解としての答弁が、なんかもうはっきりいたしませんでしたけれども、答弁がありました。保健所は当然実態と現状を把握したうえでの答弁と解釈を私はいたしましたけども、もうちょっとざっくりと答弁なできんとですかね。お願いします。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** ざっくりと答弁いたします。水質汚濁に関しましては、大腸菌等々の検査でございますけども、これは基準値以下、それから臭気につきましても、勧告を与えることのできる水準ではないと、というようなことで、たびたび御同席を願っておりますけれども、保健所としても強い勧告はできないというような状況でございます。

**○議長（杉本和彰君）**

7番 小山 暁君

**○7番（小山 暁君）** とにかく、この問題は時間がかかりすぎとります。私に言わせてもらいますと。もちろん当然、双方の言い分があるということは百も承知です。しかし、今のままならば浪費ばかりが先行して解決の糸口が全然みえてきません。そこでもうこのへんで町の調停によりまして、よければその公害防止協定、そういったものを結んで、今後はそれぞれ話し合いで円滑にこうことが進みますように行政は当然そういった橋渡しをしていただくのが私は行政の務めだと思えます。経営者の立場でも十分わかります。しかし住民の立場も十分わかります。双方ともに意味はわかります。だからこそ、だからこそお互いに歩み寄って公害協定を結んで、円満にことを運んでいけば、そんなにもめる問題はないと思えます。簡単に言っておりますけど、相当いろんな問題あったと思えますけど、それでも前に進めなければこの問題解決しない。お互いの苦しみがわかるから言ってるわけですよ。だから是非とも今後、前向きなひとつ取り組みを、はまっていっちょやってみてください。必ず私は成立するだろうと思えます。以前私も行政にお

りましたので、公害問題に携わってまいりました。必ずその背景には法的な裏付けがございますから、それに準じて取り組まなければならないということはわかってます。非常に公害問題というのは、国、県、町が一体となって、大変厳しく問われているわけですから、それにこたえてやるのが行政の仕事だろうと、このように思います。だから今後まだまだ問題は山積しているだろうと思いますが、ひとつひとつそれをクリアしながら地域住民の幸せのために、また経営者の幸せのために、是非とも解決していただきますようお願いいたしまして、私の最後の質問といたします。

**○議長（杉本和彰君）** 答弁いいですか。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 小山議員の今の御提案といいますかね、叱咤激励いただきまして、次回そういうことで申し上げましたように1月年明けでも会合を予定しておりますので、その際に町としての考え、それまでにしっかりまとめ、場合によっては、下準備で双方間の意見を伺いながら着地を図ってまいりたい。まいりたい、そういうところでございます。もうこれまた努力はせんとはいけません。よろしく願いいたします。

**○議長（杉本和彰君）** 以上で小山議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

11時10分から会議を開きます。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時12分

---

**○議長（杉本和彰君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、笹渕議員の発言を許します。

12番 笹渕賢吾君

**○12番（笹渕賢吾君）** 皆さんこんにちは。日本共産党の笹渕です。今歴史的な総選挙が戦われています。自民党政権の中でもかつてなかった国民の声を聴かない安倍政権の暴走政治が続いています。消費税の10%増税、格差拡大を進めるアベノミクス、農業、国民皆保険制度、医療を根本から壊すTPP、集団的自衛権行使容認の閣議決定。原発再稼働、沖縄の基地建設のどれをとっても世論調査で5割から7割が反対であります。いまこそ国民の声を受け止めることが政治に求められています。大企業や富裕層、大金持ち優遇の政治から国民の暮らし第1の政治に転換するため、日本共産党は全力を尽くします。それでは一般質問を行います。

一つ目に町道、内田吹野線についてであります。町道内田吹野線は、平成17年度に当時の菊水町のときに住民、地域住民からの要望を受けて議会で町道認定されておりますが、その後、町道としての整備がされておられません。合併後8年間で整備する計画だったようですが、これまでの計画と事業実施について伺います。

**○議長（杉本和彰君）** 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 笹渕議員の御質問にお答えを申し上げます。御質問の要旨のとおり町道内田吹野線は平成17年9月に町道認定の要望が上久井原、下久井原、長小田、内田区長の連名によりまして、農地の再生と宅地化への転用等を願い、地権者の同意書を添えて要望が出され、議会による認定を受け、町道内田吹野線となっております。

その後、拡張事業につきましては、事業計画が平成18年度から19年度、事業の実施計画が平成20年度から平成25年度ということで、事業を開始したところでございます。

御指摘のとおり、過疎事業としての25年末までに要件を整えることができておりません。誠に遺憾とするところでございますけれども、この件につきまして、九州財務局から指導通達がまいりました。平成26年6月12、13日に実施されました、九州財務局実施監査において、指摘を受けておりましたこの町道内田吹野線の事務に関して、以下の概要で注意を受けました。

平成26年12月4日木曜日。九州財務局において内田吹野線の平成24年度分の事業にかかる事務処理と事務体制の注意指導を受けたものでございます。内容は、平成24年度分の調査の過程で平成25年度で事業完了の計画であったにもかかわらず、この調査というのは九州財務局の調査ですね。平成25年度で事業完了の計画であったにもかかわらず、平成25年度に完了していない、ということに関する事務処理と事務体制についての注意指導でございます。本来でありますならば、事業計画に変更等が生じる可能性のある場合には、建設課が総務課、企画課にその旨を連絡し、事業計画や財政計画、過疎計画を変更し、財務局に対して計画変更の申請を行っておく必要がございました。しかし、その間の各課間の連絡調整や、過疎計画変更など、当然行っておかなくてはならない、初歩的なことが行われておりませんで、財務局の計画変更申請や事業実施後の確認調査がなされないままに報告等を行っていたものでございます。なお、今後は起債対象事業や補助金交付金事業等々を含め、適正に事業が執行され、事務が行われるよう関係課の連携を深めますとともに職員教育にも力を入れてまいりたいと存じておるところでございます。

議員の皆様、それから町民の皆様には大変御心配と御迷惑をおかけいたしておりますことを深くお詫びを申し上げる次第でございます。

今回先ほども申し上げましたけれども、組織変更の議案を上程をいたしておりますけれども、そのへんを含めましてよい契機といたしまして、このへんの連絡体制、共同体性をしっかりと整えてまいりたいと思います。御心配まことに申し訳ございません。あとは、担当課長または自席にて御答弁申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）**

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** それでは笹渕議員の方にお答えしたいと思いますが、一部重複する部分もあるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

今町長からもありましたように、町道内田吹野線につきましては、住民の強い要望がございまして、町道と認定され、議会の承認を受けまして事業が始まったところでございます。

平成18年度には、約1000メートルございますけれども、地形測量等を行いまして、概略設計を

行い19年度に県道大牟田植木線の交差点部分について、設計を行いまして計画を整えたところ  
でございます。その後、20年から25年まで道路改良に入ったわけでございますけれども、この間8  
年間で当初の計画というふうなことでスタートしております。この間の事業費につきましては、  
すでに御存じのところかと思えますけれども、計画費委託料事業実施費を含めまして6,653万  
2,000円ということになっております。この間の主な事業といたしましては、計画ルートが大き  
な山となっております、地山の掘削を中心に、また一部個人用地がございまして、その部分と  
並行して工事を進めてきていたわけでございますけれども、この当初計画の8年間の中で、この  
道路改良の竣工がかなわなかったというのが現状ではないかというふうに考えられます。

今回、財務局からの指摘等ございまして、各課の連携等がとれていないということで、事業の  
状況等の把握ができないままに計画期間の見直しができておらなかったというふうなことでござ  
いますので、この部分につきまして、深く反省しなければならないところかなというふうに考え  
ております。

今後ですけれども、平成26年度に入りまして、確か6月25日だったと思えますけれども、全員  
協議会の中で地元の要望等、再度全協の中で、御確認いただきまして十分に地域の発展に効果  
があるものというふうな判断をいただき、本年9月に測量設計の委託料の承認をいただいたところ  
でございます。そのいただきました予算に応じまして、延長500mでございますけれども、実施  
設計に現在入っているところでございます。

今後の事業の計画ということでいきますと、国の補助であります社会資本総合整備交付金事業  
を活用いたしまして、今後平成32年までを目途に考えておりまして、現在の事業費として1,760  
万ほどの事業費を考え、一日も早く道路の改良を進めていきたいというふうに考えております。

今回受けました指摘等、指導等に対しまして、今後各関連課の報告、連絡、相談、そして再度  
の確認を行いながら、事業の推進を図っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよ  
ろしくお願いいたします。以上です。

#### ○議長（杉本和彰君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） この問題は、マスコミでも報道されておりますので、町民の方もいっ  
たいどうなってるのかというふうなことで、町の政治に対する批判ていいますか、不満ていうか、  
そういったものも聞こえてきておりますので、それで質問しますが、私も議員全員でも現場に行  
きまして、視察しました。そのあともちょっと行ったんですが、マツカワ運送から入るところで  
すね。あそこだけが幅を倍にして、50mぐらいですかね、長さ。それぐらいは拡張工事がされて  
ると。しかし、その先は全然されてないと。そのまんまの幅で進んでないわけですね。その一方  
でその上っていく左側の山の土を、砂土をとって運びだしてると、そういう状況になってるわけ  
ですね。それでこの先ほど答弁の中にありましたが、私町民の皆さんの要望ですね。これが平成  
17年9月9日に、当時菊水町の時代に議会に出されて議決されると。そして町道認定をされる  
というかたちで平成18年度から事業が進むということでされてきたかと思えますが、先ほど答弁が  
ありましたが、西校区の区長の皆さんが、上久井原、下久井原、長小田、内田区長さん、こうい



う連名によって、最初出されてるわけですね。そして最初だされた時には、関係する道路の拡張工事に関係する土地を持ってらっしゃる方の、住所氏名印鑑も、添えて同意書、道路用地として売り渡すときには異議なく同意しますと、形で出されてますね。これが拡張工事に進めるというかたちになっていったんじゃないかというふうに思いますが、ところがそのあと、次の年の18年8月23日に、また要望書がでてると。だいたい内容的には同じですけども、そして19年の7月20日にもまた出てると。そしてまた21日、5月7日要望書がまた出てます。3回目の19年7月20日に出されてるときには、26日ですね。江栗区長さんも、竈門の区長さんも併せて一緒にだされてると、その後も出されてますが。だから町として一向に道路改良が進まないじゃないかということで恐らく区長さん方も続けて19年、20年、21年度っていうことで、出されたと思うんですね。だからその時にどういうふうに町は答えていたのかなというふうに思うんですよ。要するに今どういうふうに進めておりますといことで、内容を説明していたのかどうか。18年度出されて、どういうふうにしますからとか、19年、21年、出た時にはどういう対応で接していたのか、そのへんをもう1点聞きたいというふうに思います。

それから、先ほど言いましたけれども、道路用地として、売渡しを同意する署名が提出されておりますが、地権者に用地買収の話はされたのかですね。せっかくこういうふうに印鑑までうってだされてるわけですから。そういう用地交渉の交渉はされたのかどうか。まずこの2点伺います。

**○議長（杉本和彰君）**

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** 御指摘のように、要望書につきましては、平成17年、平成18年、平成19年ですね。その後21年にも出されておりますけれども、全体的な西校区地域全体の要望として、それぞれ出されているものと思います。これまで、前任の担当者等に聞きますと、非常に起点側の一地権者の分が交渉に難航しておりまして、事業が進まなかったというふうなことでの説明はしてあるように聞いてはおります。

それと2点目の同意書を土地の提供を同意するという地権者署名の中で、交渉を行ったかということでございますけれども、先ほど御説明いたしましたように概略設計を全体の1,000mを一応行っておりまして、この概略設計では用地の面積がいかほどかというふうなところは出ません。詳細設計につきましては、起点側の県道の大牟田植木線の交差点部分の詳細の設計の部分と、議員も現場の方に行かれてるとお思いますので、峠部分、峠分ですね。起点側から峠に至る部分の約240m間ぐらいだと思いますが、その部分については、地権者的にはマツカワ運送さんの方の用地となっております。他の地権者の部分はありません。その中で先ほど1点の質問の一地権者の交渉がなかなか進まないというふうな状況の中で、その間同意をいただいております地権者の方への用地の交渉については、行われていなかったということです。

**○議長（杉本和彰君）**

12番 笹淵賢吾君

**○12番（笹淵賢吾君）** ちょっと町長も建設課長も替わっておられるんで、前のことはわかり

にくいかと思えますけれども、非常に答弁されててもちょっとわからないなど。いまひとつわからんというような感じがします。

そこで、先ほど話、答弁がありました、この資料ですね。資料を議員に配付されました。6月25日の全員協議会の資料ですが、これは8年間の町道内田吹野線の道路改良工事ということで、これまでの経過を表に表して出されております。これは、内容は間違いなくまずその点を伺いたいと思えます。

**○議長（杉本和彰君）**

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** 一応内容につきましては、設計書等の中身を検証しながら、全協のために作りました資料として、間違いのないものと考えております。

**○議長（杉本和彰君）**

12番 笹淵賢吾君

**○12番（笹淵賢吾君）** それではこの資料に基づいて質問をいたしますが、平成20年度から平成25年度にかけて契約金額が変更になっておりますよね。カッコ書きで変更というふうに書かれておりますが、これをこの中で変更と書きながら実際としては、23年と25年は、数字としては同じになつておりますよね。変更にはなっていないけど、文字としては変更と書いてありますが、これがどうなのかということと、それからこの変更で合計しますと、324万円増額になってるんですね。こういう変更というのは、毎年のように行われるというのが、ちょっと疑問なんですよね。その点でどういうふうになってるのか。それからもう1点ですね。山砂を取り除いたわけですよね。それでその山砂を熊本砂に運んだという話を聞きましたが、それは無料で運んだのか、どういうふうになったのかということをお聞きしたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** 今変更、工事契約の変更についてですけれども、基本的には金額の変更がなくても、変更の契約を行います。こういった場合かと申しますと、工事を進めていく中で住民の皆さんとの協議等手間取った場合とか、工期的に延長しなければならないような事例がでたときには、変更契約をするということで金額の増減はございません。それからの工事量が当初設計に比べて増になった場合には増額と、減になったら減ということになりますけれども、工事はあくまでも図面上の設計書に基づいて発注するわけでございますけれども、現場の対応対応で変更等がでてきた場合にはそれを協議書を交わして、担当者と私の方も決裁しますが、その状況に応じてそれが増額であるというふうなことを適当と認めれば、増額を行って契約を行うというふうなことでございます。現在も国の指導によりますと、非常に建設業界が疲弊しているような状況でございますども、工事を行ったものは行ったものとして、事業額の増は認めなければならないというふうな指導もあっております、そういった中で常に変更がないというふうなことで、ことではないと。ですから、変更は常に伴うというふうなことで考えていただきたいというふうに思います。

それから2点目の山砂の件ですけれども、先ほど申しましたように、この事業20年から25年にかけての主な事業の内容が、交差点の設置場所によって非常に、今現在マツカワ運送がありまして現町道がありまして、民家があって、その裏に交差点の変更を行いました起点部分のルートがきているわけですが、そのルートが地山の部分が非常に大きな部分で、地山を掘削するだけの工事部分になった年度もあっております。そういった中で、無料でその地山の部分を切り下げるといふような対応ができる業者さんがいないかというふうな中で、この熊本硅砂さんの方がその地山を切り下げたというふうなことで伺っております。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

12番 笹渕賢吾君

**○12番（笹渕賢吾君）** 山砂を取り除いたのは、それじゃ熊本硅砂ということですか。その、業者がやったわけでしょう。実際としては。

**○議長（杉本和彰君）**

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** 誤解があるといけませんので申し上げますけれども、工事の中で例えば大きな山があったとしますと、上の3割部分は工事で切り下げを進めておったと。ただ、そのあとの部分について、またその事業費を入れて切り下げるといふことではなくて、そのあとの部分といふか、それについて熊本硅砂さんが町としては事業費を入れないで切り下げたということとです。

**○議長（杉本和彰君）**

12番 笹渕賢吾君

**○12番（笹渕賢吾君）** ちょっとようわかりませんが。よそのところで聞きますと、砂地があれば、それは商品として熊本硅砂は利用できるからということ、買い取ったりとか次に利用すると。要するに廃棄物ではないと、いかたちで今後需要できる商品としての価値があるといふかたちでやってるといふふうな話も聞きました。そうしますと今度のやつはただで硅砂に持って行ったということと終わってるといふことですか。

**○議長（杉本和彰君）**

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** 一応その地山の部分を、地山の部分を計画とおりに切り下げるといふ時に、本来ならば町がそこに計画を入れておりますので、そのあとも事業費をかけて工事を行っていかねばならないといふふうなことかと思っておりますけれども、その部分に対して、確かに山砂の良質な山砂といふのは、埋め立てたりに使うための山砂として、いふならばその山砂を立米いくらといふふうなことで、購入することになるかと思っておりますけれども、そこには当然地山を掘削して、必要な場所に運搬して、そういった部分にその費用がかかるわけですが、町としてそういった費用をかけない中で、計画のある程度の計画の高さまで抑えられるといふこととあれば、その方が町としては有利かなといふふうな考えられたのではないかといふふうに思います。

**○議長（杉本和彰君）**

12番 笹淵賢吾君

**○12番（笹淵賢吾君）** 建設課長も当時から、その内容を把握しているわけじゃないでしょうから、ちょっと聞いててもなかなかこっちもわかりづらいと。把握できないような感じなんで。

議長において、是非特別調査委員会でも作っていただいて、それで調査していったほうがいいんじゃないかなと思います。といいますのは、やっぱりこの国の過疎債との問題とか、それから町民の要望書から始まってますから、そのことから考えると、きちっとした事実を解明した方がいいと私は思いますので、是非、特別調査委員会を設置するように求めておきたいと思います。

それでは二つ目にいきます。

農業振興についてであります。1番目に農業情勢が厳しい中で、10年後20年後の和木町農業をどう発展させるか、農業人口増、田畑山林活用の全体的計画が必要と思われませんが、基本計画を考えてみてはどうか伺います。

2番目に農産物の生産にあたり、認定農家には機械等の購入に際し、補助事業が実施されておりますが、認定農家以外や町外からの転入新規就農者には、補助事業の実施は少ない状況です。やる気のある販売目的の生産者にも補助事業を拡大し実施してはどうかお聞きします。

3番目に学校給食の町内農産物の利用状況について伺います。また、地産地消の方針のもと、今後町内産の利用拡充が求められると思いますがどうでしょうか。

**○議長（杉本和彰君）** 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** お答えを申し上げます。議員御指摘のように農業情勢、非常に厳しゅうございます。農業につきましては、生活環境つまり消費者の米離れといいますかね。社会環境、農業従事者の減少でございまして、後継者が不足しておりますとか、あるいは従事者の高齢化等の変化、それから農業生産環境、天候や害虫などの影響によりまして、農業の将来は非常に憂慮すべき状況でございまして、御質問の内容でございまして、農業の基本計画を策定してはどうかということでございまして、現在町では農業経営基盤強化促進基本構想、いわゆる和木町の農業基本構想というものがございまして、これは市町村が都道府県の策定する基本方針に即して、地域の実績を踏まえて策定する当該市町村の農政推進のための目標をとりまとめたものでございまして。

本町における1番育成すべき農業経営の目標とすべき、所得水準等の基本的考え方。2番目、営農類型ごとの育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標。これは農業経営の規模でございまして、生産方式ですね。それから3番目にこうした経営に集積すべき、農用地の割合の目標等を明記してございまして、おおむね5年に1回の見直しを図っておるところは御案内のとおりでございまして。

認定農業者の認定や更新の際に提出する営農改善計画についても、この基本構想に基づき営農類型や農業所得について計画や指導をしておるところでございまして。しかしながら、冒頭申し上げましたように非常に農業をやる人それから農業の環境、それから後継者等々含めまして環境が

非常に変わっております。また、今回の地方創生ということにつきましても、やはり和水町の活性化というのは、農業を、林業も含めまして、抜きにして考えることはできません。ですから議員の御提案の基本法の再策定でいいですか、このへんは見直しを図ってまいりたいと思います。新たな基本構想を作る作らないということではなくて、中身が現状に照らして妥当なものであるか、また適正なものであるか。それで農業者の皆さんの本当に支えになるのか、このへんも検討の余地はあるものだと受け止めさせていただきます。

それから2番目の分でございますけれども、御承知のとおり町には認定農業者制度というものがございまして、意欲のある農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して、重点的に支援措置を講じようとするもので、町内では本年11月末現在、136名、団体にして131団体の認定農業者。いわゆる担い手農業者ですね。が、おられます。そして町の認定農業者として、認定を受けていただきますと農業用機械や設備を購入する際に補助金の助成を受けることができる。これは御案内のとおり制度でございます。しかし議員お尋ねの部分は、恐らくそうじゃないよと。それだけでこの和水町あるいは、中山間地の農業を支えることはできないよという御指摘ではなかろうかというふうに思います。御指摘のとおり、中山間地農業をどう守るか、それから今後、どう維持していくか、どう生かしていくか。このへんについては、今後しっかり検討をしないといけない部分でございます。

ある議員さんとこれから営農組合等々の勉強をさせてくれと、というようなお約束もいたしておるところでございます。これも御提示を申し上げております町内の組織改革によりまして、案でございますけれども、によりまして、農業振興課の課に対する人材集約。このことによりまして、よりきめ細かな農業対策を図ってまいりたいと思うところでございます。しっかりした対応を意図し、重責を担う農業振興課であるために、町内一致団結いたしましてあたりたいというふうに考えております。

以上とりあえずの御答弁を申し上げます。あとは担当課長あるいは自席でのお答えといたします。

#### ○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 3番の学校給食の町内農産物の利用状況、それからまた地産地消のもとで今後町内農産物の利用を拡充してはどうかということでの御質問をいただいておりますので、それについて答弁をさせていただきます。

現在、学校給食は菊水共同調理場それから三加和共同調理場が運営しております。それぞれに、納入される農産物をはじめ給食物資につきましても、共同調理場運営委員会、こちらの会議におきまして、承認を得ました納入事業者と契約をいたしております。そして、献立に合わせた物資の発注によりまして、納入をしていただいております。

納入事業者は町内の事業者それから町内事業者で賄えないものや各物資等の価格等によりまして、町外の事業者へ納品をいただいております。それで町内農産物の利用状況で

ございますけれども、米につきましては菊水共同調理場、三加和共同調理場ともに農協さんからの購入で、全部町内産でございます。

それから野菜や果物でございますけれども、こちらの方は菊水ロマン館や町内の八百屋さんからの納品となっております、町内産がそろえばそれを納入してもらおうと。そろわない場合はできるだけ玉名管内のもの、山鹿管内のもの。それでもそろわないときは、県内の産物を仕入れてもらっているといったような状況です。

品目としましてはスイカ、ブドウ、柿、梨、古代米、そういったのが全部町内産ということになっております。ナスとみかんとイチゴ、こちらの方につきましては、三加和地区の特産品でもございます。それで三加和共同調理場におきましては、全部町内産という状況になっております。ただ、菊水調理場の方におきましては、みかんとイチゴが玉名管内からの納入といったような状況になっております。ナスにつきましては、県内産といったような状況で、菊水共同調理場の方は仕入れをしているところです。

それから豚肉ですけれども、こちらにつきましては、菊水共同調理場の方は全部町内産ということ。それから三加和共同調理場につきましては、町内産ではなくて県内産の肉といったような状況になっております。それで地産地消のもとで今後町内農産物の利用を拡大してはどうかという御質問でございますけれども、一定量を安定して確保するということがまず第一必要です。市場価格と均衡のとれた単価で食材価格が安定していること、といったようなことが条件になってまいります。地場産物を活用した学校給食、これにつきましては食育の目標でもあります感謝の心の育成、食文化の理解、それから食品を選択する力を育てる。こういったことに大変有効であると、いうふうに考えておりますので、今後さらに事業者、関係者と協力しながら地元産の活用にも努めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） まず第1点目ですが、時間もありませんが、昨日、議運の委員長から鳥取県の日南町、それに島根県の邑南町、この議員研修について報告がありました。

私はこの研修というのは、非常に学ぶべき点が多かったなと思ってます。ていうのは、十数年前から中国地方というのは、全国の中でも高齢化率が高くて、報告にありましたが、46%前後が中国地方5県ありますかね。そこでずっと高齢化が進んでるという中で、どう人口を増やすかということで、取り組んでると。それでこれ、日南町でちょっともらってきたんですが、鳥取里山資本主義フォーラムというのが11月15日にありまして、この里山資本主義というのは、皆さん御存知でしょうかね。あんまり聞き覚えがないですかね。で、これはマネー資本主義といって金をおっかけるようなグローバルなそういう資本主義の考えと、ちょっと間をおいて、今の山間地の木や田畑、こういったものを利用して、そこでどう生活できるように、雇用も増やしていくかという、そういうのがNHKの広島の方でずっと取材をして報道してるんですね。こちらでは報道してないんですが。先日見てみましたら、ここでやってる人がでたんですけどね。これにこのフォーラムですが、これは実践報告として日南町の方と西栗倉村の方が報告をしたりとか、

それから高木美保さんでタレントさんですね。この方が、「私の里山ライフ命あふれる里山」ということで話をし、トークセッションということで、この方と岡山県知事と鳥取県知事が話をするわけですね。ですから中国地方あげて、県あげてこの里山をどうするかということで、十数年前からとりあげてるわけですね。だから是非これは学んでいただきたいと思いますが、それでもう一つちょっと紹介しますと。これはアグリスタート研修事業ということで、昨日もちょっと報告、若干あったかと思いますが。研修生、農業やりたい人の研修生を募って、三つほど条件があるということで、一つ目に給料をもらいながら研修が受けられるということで、今国の方から15万円。年間150万ありますけど、15万円ほどとか。それから先進農家のもとで経営ノウハウを習得すると。農家のところに入って約1年間研修をします。それから研修後の就農までをトータルサポートするというふうになってるんですね。だから農業でやっていけるようにきちっと支援するという体制が県段階でこれやられてるんですね。以前私、議会でとりあげたんですが、こういうことをやっているとじゃどうなるかということなんですが、例えば邑南町ですね。私たちが行きましたとこですけども。若い世代の移住が増えて転入と転出の差引きで13年度には20人の増加になってるということなんですね。それから飯南町というところがありますが、ここでは20代から30代の女性の人口が、2010年から3年間で34人増えてると。若い人が増えてきてると。ということは、子どもも増えてくると。こういうふうになってるわけですね。こういう取り組みが今必要じゃないかなと思うんですが。今、町の方で「タケノコを宝に変える魔法」ということで、今度69人雇用するというので取り組まれておりますが、非常にいいことだと思うんですね。だからこういうことを含めて全体的に農業をどうするのかということで、検討していく必要があるというふうに思うんですね。やっぱり今の農業情勢の中では、米の下落とか、農産物の下落によって大変厳しい中で農業から離れていくというような状況にありますので、それを逆に山の木をどういうふうを活用するか、竹を活用するかということでやられてますが、そういう方向に、悪い条件のようだけれども、どうそれを活用してプラスに変えていくかと。これが取り組まれてるのが、中国地方なんですよ。是非そのへんも町長、検討して進めていただきたいというふうに思います。その点でいかがでしょうか。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 議員のおっしゃるとおり、昨日の委員長報告にございましたように、素晴らしい取り組みやっておられるなというふうなことで、マネしなきゃいかんという気持ちで聞いておりました。

先ほどちょっと営農組合あるいは営農組織の話に及びましたけれども、私が今現在思っておりますのは、やはりその営農の組織、あるいは団体地域を含めまして、土地を提供した人も就農する人はもちろん、土地を提供した人もその営農組織の中で収入を得ることができる。おそらくそういう仕組みというのが、確立してるんじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つは、稲作がなかなか先ほど申し上げましたように、はかばかしくないという状況にありますけれども、おそらく我々の小さいころ、若いころと比べまして、稲作もそうです

が、経済的な作物、農産物、それから園芸の農産物。このへんも問題にこれから振興していかなくちゃいかんという部分になろうかと思います。つけてもやはり出口戦略。作っても売れなきゃしょうがないというところがございますので、そのへんはしっかりまた農業者の皆さんあるいはそういうルートを持つてる皆さんと、手を組みながらやっていけたら大変うれしいなど。

今お示しいただきましたパンフレット等々、また笹渕議員、是非御指導をお願いしたいと思います。先ほど申しましたように、農政振興課、これは力を入れるための、新しい、新しくはありませんけど。統合した組織でございます。この力を最大限に発揮できるように、議員の皆さま方、笹渕議員をはじめ、御指導それから御助言をいただければ大変ありがたいというふうに思います。再度申し上げますけれども、この和水町で農業、林業を外において地域の振興というのが、図られるはずがないというふうに考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）**

12番 笹渕賢吾君

**○12番（笹渕賢吾君）** 先ほど農業の分野で言いましたが、やっぱりこれは子育て支援とか、福祉の分野でも総合的に進めていく中でやっていただきたいと。やっぱりそういう面では、職員の方皆さんも横の連携も密にしてやっていただきたいというふうに思います。

2点目にいきます。2点目の質問ですが、例えばロマン館に出してる人。農産物を出してる人。それから緑彩館に農産物を出してる人。こういう人っていうのは、認定農家ではない人が結構いらっしゃると思いますので、そうしますと町からの補助金そのものは、ほとんど受けてないという状況が認定農家関係の方であれば、そういう状況なんですね。やっぱり町長も先ほど言われましたが、専業農家が減少してる中で、食糧自給率が39%まで落ち込んで、町内でも農作物を作ってる人もだんだん減少してると、そういう中で、退職した人あるいは新規就農ということで、小さい農家ですね。そういったところにやっぱ支援するということが、町の農業を活性化させるうえで私は大事じゃないかなと思いますので、そのへんを是非、検討いただきたいというふうに思いますが、その点で、時間がありませんので簡単に御答弁いただければと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** まさに笹渕議員のおっしゃったことは、的を得てる部分だと思います。

ただ1点、一頃もてはやされましたけども、地産地消、地産地消もいいんですが、そろそろこの和水町も地産地消から脱皮して、地産外消というところをしっかりと考えていかないと農業が成り立っていかない、そういうふうに考えるものでございます。一人や二人ではできません。一地域や、二地域ではできません。本来の支援というのは、売り先をしっかりと発掘してあげること、ここだと思います。言うことはやすいんですけども、非常に難しいと思います。このへんの協力も一緒になってやらせていただければと思います。よろしくお願いをいたします。

**○議長（杉本和彰君）**

12番 笹渕賢吾君

**○12番（笹渕賢吾君）** 3点目にいきますが、これまで2期8年間の中で、学校給食に地元産



をとということで私求めてきたんですが、なかなかこれ進まないんですね。というのは、やっぱり地域の農産物をどういうふうにとらえていくのかと、安全な農産物とおいしいものを、どう子どもたちに届けていくのかという観点を改めて考え直したがいいんじゃないかというふうに思っています。なかなか忙しいので、教育委員会もそこまで手が回らないでしょうけども、やっぱり子どもたちが地元の農産物を食べることによって、卒業してよそに出ても、そういう地元の農産物ということで、後で感じるときがあるでしょうし、それから安全性の分野では、どこで誰が作ったかという農産物というのははっきりわかるんですよ。実は私も三加和中学校の方からイチゴを頼まれたんで、持って行ったんですが、やっぱりそういう地元の生産者がどういうのを作って、どういうのを今日は食べてますよということで、子どもたちにお知らせをすとか、そういうのが南関の方で、学校給食センターがやられてるんですよ。だからそういうなんか、もう少し目が見える農産物で人が見えるというつながりを作っていた方がいいんじゃないかなと思うんですね。今、特に味噌とか醤油とか、いろんな加工品も外国の輸入小麦とか、大豆で作られた部分が多いですから。そういったものも年間にすれば相当な量が学校給食で作られてると思うんですね。ですから是非そういうのも地元から取り入れるということを私は大事じゃないかなというふうに思います。そういった面で、教育委員会の考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

教育長 小出正泰君

**○教育長（小出正泰君）** 今御指摘いただいた、大変ありがとうございます。すでに中学校等でも職場体験をさせていただいております。そういう中で1年生には地域の農業関係に職場体験に、実際に田植えをしたり、それからいろんな産物、畜産の方々のところにいき、学ぶ。そういう機会などもとらえて、指導もしているところでございます。併せて給食も「ばくばく便り」というようなことで、共同調理場の方から、具体的には、古代の御飯とか、それから牛乳とか、そういうものの献立につきまして、具体的に書いていただきます。ちょっと読んでみます、時間はありませんが。

「なごみのタケノコです。皆さんはこの春何回タケノコを食べましたか。和水町ではまだ寒い2月くらいからタケノコの掘り出しが始まっております。」そういう中で、竹山を歩くだけで土の中にある、また頭を出していないようなタケノコの存在があることをわかる方もおられると思います。「今日はなごみの春の味、タケノコを煮物にしました。朝から湯がいて独特のえぐみを取り除いたものを使っています。シンプルに醤油味にしてみました。」その他書いてあります。このような町で生産されたもの、そういうものを紹介しているところでございます。

**○議長（杉本和彰君）** 簡潔に質問答弁をお願いします。

12番 笹渕賢吾君

**○12番（笹渕賢吾君）** いろいろと質問し、提案をしました。是非前向きに今後経済課から農業振興課とか、変わってまいりますので、是非農業にも力を入れていただいて、教育委員会でも学校給食ということでは、タイアップした形でやっていただきたい。それが今下の方でやってる69人の雇用の、頑張っておられると思いますので、やっぱりこれをやっぱりある意味では出発点

というかたちで進めていただければもっともっこう、町内で農産物ということでの会話とかイメージが子どもたちにもわいてくるというふうに思いますので、是非頑張っていたきたいと  
思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（杉本和彰君）** 答弁いいですかね。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** いろいろアドバイスと思って受け止めさせていただきました。先ほど  
周りの調整もよろしくというお話がございましたけれども、やはりまちづくり推進課、このへん  
がそのへんのポジションを担うということになります。

それからもう1点。長くなりますけども、地域地域、個々個々はありません、今まで総合的  
な旗振り役がなかなかいなかった。このへんを町で見直していただく、議員さんの中で見直して、  
担っていただく。それから地域の中にそういう人たちを見いだしていく。なるべく力を結集させ  
ていただきたいとそういうふうに思いますので、しっかり頑張ります。よろしくお願いします。

**○議長（杉本和彰君）** 以上で笹渕議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後は、1時15分から会議を開きます。

---

休憩 午後0時13分

再開 午後1時16分

---

**○議長（杉本和彰君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に森議員の発言を許します。

2番 森 潤一郎君

**○2番（森 潤一郎君）** こんにちは。2番議員の森です。傍聴席の皆さん方、寒い中に傍聴  
お疲れ様でございます。私は3月、先の3月の町長選挙で首長交代が実現し、公約実現のため、  
学校施設改修等整備計画策定業務委託費958万1,000円の予算が、先の9月議会で提案をされ可決  
をみました。現在、執行部におかれて着々と予算執行がなされておるようでございます。

福原町長の理論が選挙の際の公約実現のために結果的に菊水地区の小中学校校舎分離型小中一  
貫教育となるのは、やむを得ないところだろうとっております。町長は、町財政の運用面から  
分離型校舎運営を主張されているのですから当然だろうと思えます。しかし、教育委員会の方針  
変更といえますか、中身の問題については、別次元の問題だろうというふうに思っております。

3月の選挙まで菊水地区も三加和地区と同様に併設型、あるいは隣接型校舎の小中一貫教育だっ  
た方針が、選挙後大きく分離型に方針転換されております。私は教育委員会の中でどのような議  
論がなされ、どういう経過であるいは理由で分離型に方針転換がされていったのか、内容的なこ  
とをお伺いしたいというふうに思います。

1番、先の9月議会において同一町内に異なる一貫教育方式が混在するのはおかしくないのか。

現場の対応や職員指導面でもいろんな不都合が出るはずだ。長い目で見て菊水地区も併設型で進めるべきではないのかと質問しましたが、教育長は教育理念や学習指導要領がきちんとあるので、それを目指す教育であればどのような方式でも問題ないと思うとありました。それは、教育委員会としての統一見解となっているのかお伺いします。

2番目に教育委員会の独立性の確保についても併せて伺いたいと思います。

あとは、質問席より質問をさせていただきます。

執行部におかれましては、誠意のある答弁をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）** 執行部の答弁を求めます。

教育長 小出正泰君

**○教育長（小出正泰君）** ただいま森議員の御質問で教育委員会としての統一見解であろうかというようなことで御質問いただいたところでございます。

教育委員会ではこれまでも、教育委員会議の中でもまた校長会議の中でもこの件については、議論を深めてきたところでございます。また、その結果9月の議会でもお答えいたしましたように、学校の校舎の形態が併設型や分離型であろうとも小中一貫教育は展開できるものだというふうに、9月の議会でもお答えし、教育委員会としての統一した見解と捉えているところでございます。

・・・に少し申し上げたいと思いますが、やはり併設型、分離型、校舎といえどもメリット、デメリット、それぞれございます。また、併設型であれば特に小中学生の結び、特に密接になる反面、学習や行事等においても、発達段階に応じた指導等が必要で、その点にも十分配慮しなければならないという部分もございます。また、一方分離型におきましては、小中学校のそれぞれの学校の特色を活かして、そして学校運営できまして、ただ児童生徒が交流活動する場合、そういう場合移動等に若干課題が残るという面もございます。そのようなことから、併設型、分離型校舎でどちらでも小中一貫が教育が推進できるとも考えております。小中一貫教育というのは、御存じのとおりこれは学校の活動、教育活動というステージばかりではございませんで、もちろん森議員も御承知のとおり、これを支える家庭教育、地域の教育、この三位一体になった取り組みで初めて小中一貫教育はさらに充実するものだと考えております。やはり学校の中での交流活動、または職員と子どもたち、または子どもと子どもの交流するばかりでなくて、地域の中でやはり家庭の中で、やはり家庭教育とはどういうものだろう、そういうようなことをやはりお互いに小学校、中学校併せて保護者、または地域の方々が一貫したお考えのもとに取り組んでいただく。このことがやはり小中一貫教育の根底になろうかと思っております。要は、なぜ小中一貫教育をするのか、というようなところいろんな今の現代の子どもたちには課題もございます。ましてやいろいろ悩んでる子どもさんもございます。そういうような課題を私たち調べていく中で、やはり保育園、幼稚園から小学校にあがるときのひとつの小1になっての、小1プロブレムという課題もある。また、中学校に入りまして、担任が指導から教科指導になったり、いろんな課題がいくつか全体でも述べさせていただきましたけども、そういう課題があつてなかなかじめない、だからそこのところの段差をいくらかでも・・・学校の段階ではしてあげたいというような思いでございました。

そういうようなことで、今から21世紀を、しかもグローバル化する中で、非常に人材を育てていかなきゃならないというようなことで、そのための一つの教育方法、手段ととらえております。これが小中一貫教育がすべてよかったとか、いいとかいうことは、まだまだこれから検証していかなければならない。いいものだとして今、進めようとしているところでございます。そういうようなことでこれまでも全小中学校合わせて小中の教育の連携をさらに深め評価して、それぞれの小学校中学校の長所等活かしながら、そして進めることが大切ではないかなという点から、これは分離、それから併設でも小中一貫教育というのは、展開できるもんだととらえております。以上です。

## ○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） ありがとうございます。私もこの教育関係はもうずぶの素人でございますので、インターネットをひいたり、あるいは先日は、教育委員会の方に出向きまして教育委員会での中の議論がなされている会議録あたりを見せていただいて、自分なりに勉強したところなんですけど、私が一番心配しているのは、同じ同一町内、同じ和水町という町内の中にある、併設型といいますか、隣接型といいますか、三加和地区と菊水地区が分離型になってしまうかたちになりますので、いわゆる形態の違う中での教育が履行されていくと、そういう中で、甲乙つけがたい、どちらも甲乙つけがたいというようなかたちに終わらせるためには、やっぱりここでぴしっとした教育委員会の、教育長なり皆さん方に論議をしておかないと、やっぱり自分自身が気持ちが落ち着かない部分がございますもんですから、それから住民の皆さん方もきっと、保護者の皆さん方もきっとそのへんあたりの不安点がいっぱいあるかと思っておりますので、私なりに考えられることを今日はちょっとお尋ねをしながら、議論したいと思っております。

会議録を読ませてもらった中では、それなりに教育委員会の皆さん方、委員の皆さん方、それなりにぴしっとした議論をなされてるなということ、私ははっきり感じました。そういう中で、やっぱり同じ町内で、設置形態の違う一貫教育を取り入れざるを得ないという状況になるわけですね。そういう中で、保護者あるいは児童生徒、子どもたちいわゆる菊水地区の子どもたち、あるいは三加和地区の子どもたち。今教育長も答弁されましたけど、それぞれよさがあると。あるいは、欠点もあると。だからそういう部分を保護者あるいは、特に保護者、児童生徒の皆さんが、混乱を生じないようにやっぱり取り組む必要があるんじゃないかなというふうに私は思っております。そのへんが会議録の中で、あんまり議論がなされてなかったように思うわけですね。先般ちょっとインターネットをひきましたら、いわゆる設置形態として小中一貫教育には、ちょっと読み上げますが、次に掲げる3つの設置形態があると。1. 施設一体型。これはもういわゆる同一校舎内に1年生から9年生までが一緒に入るというね。そういう中での教育形態ということですね。それから2番目に施設隣接型。これは、もうまさに三加和地区の今の形態だろうというふうに思います。この中に隣接する小学校及び中学校で、教育課程及び教育目標に一貫性を持たせるとあります。それから2番目に学校行事を小学校及び中学校で合同実施をすると。それから3番目に一体感のある教育活動を実施すると。そういうふうなことの教育をやるんだというこ

とが載っております。それから3番目にでてくるのが、今回中央小、あるいは菊水中学校タイプの施設分離型ですね。これはやっぱし先ほど申し上げました隣接型で申し上げました、離れた場所にある小学校及び中学校で教育課程及び教育目標に一貫性を持たせると。それから小中学校でお互いに連携を図りながら教育活動を実施していくと。その2点が載ってるわけですね。分離型の。私がちょっと疑問に思うというか、こういう問題は委員会の中で論議、どうして論議されなかったのかなというのは、いわゆる地方自治の方からいきますと、いわゆる地方自治は、主旨として法令の運用を施策や事業が住民全体の利益からなむのでなければならぬと。すべての住民が公平なかたちで受ける権利があるというようなことが主旨として載ってるわけですね。そのへんからいきますと、いわゆる菊水地区の住民、保護者なり生徒さんたちは、そのいわゆる非常に造けいの深い保護者さんがおられて、わあそら一体型の方がいいと、というような形で三加和にやれば三加和にやりたいなとかですね。そういう菊水地区の方がですよ。そういうふうな方がでてきたりとか、そういうふうな時に、地方自治という公平さ、不公平さ、このへんにどう配慮していくか。そのへんの議論が私が会議録を読んだ範囲の中では、そのへんの議論はなされてなかったものですから、もしおわかりだったらちょっとお伺いできればなというふうに思います。いわゆるその学校の選択の問題がやっぱ出てきた場合、それからこれはないと思いますけど、一つの質問としてお尋ねをします。いわゆる中央小を昨日も全協の中で説明がございましたけど。校舎改修を予定されております。その校舎改修をされた校舎が不幸にして自然災害にあつて、強い地震にあつて崩壊をしたとか、あるいは生徒の安全性が脅かされたとか、そういうふうな状態がでたときにいわゆる町の責任とか、あるいは施工者責任とか、そういう責任問題あたりがでてくる可能性もあるのかなと。それがなくとももちろんやってもらわなくちゃいけませんけどですね。ですからそのへんについては、多分計画の中で、まだ今から始まっていますんで、きっと今からピシッとそのへんはされるとは思いますけど。その2点、よかったらちょっとお答えをいただければというふうに思います。

**○議長（杉本和彰君）**

教育長 小出正泰君

**○教育長（小出正泰君）** 今、森議員の方から御指摘がありました、すべての町民が公平でというような教育が受けられるというようにという御配慮はどうしたもんだということでした。

実は、御存じ、前にも御紹介いたしました、今まで菊水区域それから三加和区域におきましても、分離型での小中一貫教育の研修を深めてきてございます。もう御存じのとおり。平成20年度から正式に21年、22年で正式な研究発表もいたしまして、さらにそれに加えて、先日、11月の28日に御案内申し上げましたように、併設型でのそれでは小中一貫教育というのはどういうふうなかたちがいいのだろうかというのを研究していただいて、学校の方をお願いして、提案してもらったところです。まだまだたくさん課題がございましたけども、そういうのをやはりもう一度、私たちも・・・しながらそしてまた、検証しながら今おっしゃられたように不公平さができるような教育ちゅうのは、これはあつてはならないと思っております。おおもとは御存じのとおり、学

習指導要領でございますので、これに基づいてしっかり子どもたちが学んでいただく、このことが理念でございますので。いくら小中一貫教育をしたからといって、特別な取り組み、制度等をいただかないで、勝手なことはできないわけでございますので、そういう意味でこれが基準になるかと思えます。それを基にしてしっかりこう指導をしていく、そのために26年度27年度は、今度は分離型での小中一貫教育の在り方。これまで研究したものにさらに積み上げていただくよう来年はそれを発表していただくのに今、研究を進めさせていただいてるところでございます。

それから2点目の菊水中央小学校での改修のことでございますけど、まずは要は教育委員会としては子どもが安心して、安全な場所でしっかり学習ができるということをこれまでもお願いしてきているところでございます。その具体的な補足等につきましては、また統合推進室長の方も今日参加しておりますので、そのあたりからもお答えしていただけるものだと思っております。

まず教育委員会としては、安全安心な校舎を是非お願いしたいということで、町長部局の方をお願いしているところでございます。

### ○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 今、教育長の方からお答えをいただきました、いわゆる学習指導要領あるいは教育理念、そのへんに沿ってやるから心配ないということなんですけど、先ほど私も申し上げたようにいわゆる隣接型では、学校行事が小中学校合同で実施ができるわけですね。で、確か先月の11月28日でしたか、三加和の方でのいわゆる小中一貫教育の発表会。私もちょっと1日研修をさせていただいて、なるほどなということでもいい勉強させていただきましたけど。先生方の話を聞いてると、トータル的にちょっと印象的だったのが、保護者の方からの指摘でいいですか。マイナス的な指摘。こういう部分がちょっとまずいとか、そういう話、あんまりない。ほとんどがいい話が多いということだったというふうに思います。先生方の中での報告では、いわゆる一言でいうなら、子どもたちに元気さがでてきたという。元気な状況が小学校も中学校もでてきたと。非常にこういうやっぱ効果がでてるんだなというふうに私はその時感じました。

そのこのいわゆる合同で小学校中学校で合同でやるのが、この分離型で非常にやっぱし先生方が例えば小学校中学校でなんかの合同行事をやるということになると、きっと小学校中学校の先生方の事前に打ち合わせ等あたりがあるはずですから、そのへんでのお互いのそのこのミーティングの持ち方とか、あるいは時間であるとか、やっぱそういうところあたりに、かなりの負担がでるんじゃないのかなと。そのへんが一つ心配したところです。それから現実的に例えば三加和小中学校の場合は、合同の体育祭ができたようですけど、果たして菊水地区の場合、それができるのかなとちょっと無理なんじゃないのかなというですね。そのへんあたり、ちょっと心配をしたところです。これが1年たち2年経ち3年経っていくと、やっぱし、わあやっぱ隣接型の方がいいなとかそのへんがでてこなければいいんですけど、やっぱしその菊水地区の方に対して、分離型の場合に、教育内容でハンディにならないような、そういうふうな取り組みを極力、ここまですればお願いするしかないのかなということで、申し上げたいと思います。

そのへんもし教育長で、教育長の方で、私が今申し上げたような点あたりで、お考えがあれば

お聞きできればというふうに思います。

**○議長（杉本和彰君）**

教育長 小出正泰君

**○教育長（小出正泰君）** 今御心配いただきました合同での活動ということで、実は三加和の小学校中学校におきましては、児童生徒数も若干、菊水区域よりも少のうございます。小学校が170。中学校が約90ということですので、260名ぐらいでの活動でしたので、体育館だとか運動場、それから運動会でのプログラムにおきましても、十分とはいきませんでしたけど、いくらか成果があげることができたんじゃないかと思っております。

例えば菊水区域におきましては、児童数小学生が260ぐらいなりそうです。一番多い時で。中学校で130くらいになりますんで。そうしていただきますとだいたい400名ぐらいのということになりますと、400名ぐらいになってきますと体育館での行事が一度に行われるのか、または運動会の例をとりましても、プログラムがそこまで、今まで3回でることができた、走るのが3回できたけど、人数が多くなったんで、1コしか出る場面がなくなったという、そういうような部分というのももちろんあるかと思えます。だからすべての行事が一緒にできるとは、2つになった場合でもあるのではないかと考えております。けどもそこについては子どもたちが有意義な行事活動して、初期の目的を達成していただければ、そしてその行事を通して子どもが成長していただければ、大変ありがたいと思っております。

と同時に先生方の負担ということでございますけど、やっぱり併設型でも結構同じお隣同士でも時間のやりくりが大変でございます。これはもちろん小学校の先生方はほぼ毎時間、朝出勤してからすぐから1日こう子どもさんが帰るまでは、ほぼですね。中学校の先生方、各教科等であっちいきこっちいきということで、やはりそういうことで、現在もやはり打ち合わせの時間とかそういうのは、大変苦勞されているようです。そのあたりについては、時間の確保というようなこともいろいろ、ほかの行事等も今検討していただいて、やりくりをしていただく。そのことがいいのかどうかも今検討してもらってる。是非それを省略することができないような内容はやはりそこに留めなければいけないだろうし。そういうようなことで工夫は今後していってもらいたいと思っておりますので。いくらかこの事業が小中一貫教育というのがお隣の玉東町でも連携というかたちで、もう進めて発表会も先日ございました。玉名市の方でも小中一貫教育ということで、これは教育課程特例校として指定受けてしております。そういう中でどこの市や町の学校の先生方も新しい取り組みということで、非常に苦勞されているところは、私も承知している。これを取り切ってひとつ子どもたちに、学習ができればと私はもう願うばかりでございます。

**○議長（杉本和彰君）**

2番 森 潤一郎君

**○2番（森 潤一郎君）** はい。ありがとうございます。最後に、教育委員会の独立性の確保についてお尋ねというよりもこれは私のお願いでございます。

先日、全協の中で説明が執行部の方から説明がありましたけど、今中央小学校それから菊水中学校について、補修予定工事等あたりの説明がなされました。当然この学校問題について、一番

気をつけなくちゃいけないことは、これは申すまでもなく、子どもたちの安心安全という確保ですね。これはもう当然のことです。これを成すために、大きなお金をかけて校舎あるいは環境をつくっていくわけですから、そういう意味では、教育委員会の立場というのは非常に責務の重い立場であるというふうに私は思っております。保護者の皆さん方、やっぱり我が子の教育ということについては、これはもう多分それが生きがいというようなかたちで保護者の方々は、毎日の生活を頑張っておられるんだろうというふうに思っております。そういう意味からも子どもたちの安心安全を絶対菊水地区の方は、守っていただけるような校舎になることをくれぐれもお願いを申し上げておきたいという、校舎に限らず学校環境全般に対してでありますけどですね。お願いを申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、やっぱり時と場合によっては、町行政と教育委員会が、対立することもあるかと思えます。だけどこれは人間が社会生活をしていくうえで、私も女房と対立をすることはしょっちゅうですし、人間同士ですから対立して当たり前であって、ただそれをうまく切磋琢磨というかたちにもっていくためには、知恵がそこに必要になるのかと思えます。行政側とそれから教育をする側と、行政側は金がない。だけど教育を、やっぱりいい教育をするためにはどうしても金が必要だと。そこでやっぱりこんな意見が食い違うということは、それはもう当然のことです。ですけどそれをやっぱり切磋琢磨というようなかたちで接していただいて、知恵を出していただければきっとどっかに解決策があるかと思えますので、そのへんくれぐれも教育委員会の独立性の確保については、教育長をはじめ、教育委員の皆さん、頑張っておられることは会議録の中で十分感じましたけど、あえてここでまたお願いを申し上げたいと思っております。以上です。なんかお考えあればお尋ねください。

### ○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今ほど、教育委員会の独立性ということで、教育委員会とこの町であれば町長部局との、いろんな意見の相違というようなことでもあるけども、是非そういうものを持ちながら、よりよい学校教育を進めてほしいというようなお願いだったと思っております。

もちろん御存じのとおり、この学校教育におきましても、社会教育におきましても、教育委員会というは、教育委員会制度の中で、まず首長からの独立性というのが、まず一番だと考えております。

と同時にこれは行政委員会の一つとして独立して機関を設けていただいておりますけど、教育行政を担当させることによって、首長への権限の集中を防止したい、または中立的、専門的な行政運営を担保するものだと。であると、教育委員会制度というものは、そういう特性を持っておるんだということでもあります。

また複数の委員による合議性により、そして様々な意見とか立場、こういうのを集約しながら、意思決定をしていくものでございます。

このように仕組みの中でございますので、教育委員会の職務権限といたしましても、これは御存じのとおりですけども、地方教育行政の組織運営に関する法律、地教行法と申しますけど、そ



れにおいても第10なかにも第23項の中に19項目規制されてございます。具体的にはまた御質問あればお答えしますけど。そういうような内容に基づいて私たちは事務を所掌をさせていただいてるというような状況であります。

その中で特に学校その他の教育機関の設置、または管理及び廃止に関することも、それから校舎その他の施設におきましても整備に関することも規定されているわけでございます。小中一貫教育につきましても、同じく菊水区域の統廃合の方法に変更は生じておりますけども、教育委員会としての首長から独立した行政機関として、そして小中一貫教育における教育委員会の独立性の確保は担保できているものだと、考えておるところだとございます。

また、教育委員会制度の意義としても政治的中立ということで御存じのように中核法というのもございます。そういう中で、国で定めたそういう法律の基に私たちは進めていると、いうことで継続、それから安定性の確保と合わせましても、特に地域の方にとりましても、身近な存在でもありますし、関心の深い行政分野でもありますので、広く住民の方々の意向を踏まえて、教育行政を執行していきたいと思って、そのことは非常に大切であると、肝に銘じておるところでございます。

**○議長（杉本和彰君）**

2番 森 潤一郎君

**○2番（森 潤一郎君）** ありがとうございます。それでは1番終わりますして、2番の男女共同参画事業の方についてお尋ねをいたします。

まちづくり総合計画を受けまして、男女共同参画計画も平成23年3月に5年計画で作成されております。その中に重点目標の4点ほど掲げて、計画の内容も具体的に示してあり、具体的施策は取り込み内容は計画どおりに進んでおるのか、現在の状況をお尋ねします。

2、現在の男女共同参画計画実施は、平成27年度までの5年間となっております。その後の取り組み計画があれば併せてお伺いをしたいというふうに思います。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 森議員の御質問にお答えを申し上げます。

和水町男女共同参画計画では、男女が共に支え合い、暮らしやすい町づくりの実現を基本目標として、この基本目標を入れて五つの重点目標が掲げられております。重点目標は、一つ、男女共同参画意識の醸成。二つ、男女の人権の尊重。三つ、家庭職場における男女共同参画の環境づくり。四つ目に様々な分野における男女共同参画の推進を挙げているところでございます。これらの重点目標実現のために具体的な事業に取り組んでまいったところでございます。

この懇話会には恐縮ではございますが、森議員にも委員として御参画をいただいております、毎回活発貴重な御意見を賜ると同時に、メンバーを率先してひっぱっていただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

さて、この審議会事態の委員は10名で、そのうち女性が6名でございます。女性委員が60%を占めており、本町の各種委員会ではトップであることを申し添えたいと思います。ただ単に比率

的にトップということじゃ、多いということじゃなくて、要するに女性の意見を聞く。それから女性の意向が入る。そういう面で女性の委員さんが多いということは非常に喜ばしいことだというふうに考えております。

取り組み内容が計画どおりに進んでいるかというお尋ねでございます。この部分は詳しくは担当課長に答弁をさせますけれども、おそらく担当課長の答弁の中にもあると思いますが、例えば役職で例えて申しますなら、この和水町で補佐以上のポジションにあります女性の割合は、21.9%。かたや県内におきましては、これは県職と民間と合わせた数字でございますけれども、17.2%と、上とは申しません、上とは申しませんが、ほぼ水準にある。今後ともこれは是非とも続けていかなくちいかんということでございます。この計画の推進につきましては、申し上げましたように担当課長からお答えをさせていただきます。

それから2番目の現在の男女共同参画実施は、平成20年度までの5年間となっている。その後の取り組み計画があれば伺うということでございますけれども、これはもう議員もちろん、新たな引き続き肉付けをしたところで、取り組みの計画を策定いたしまして、積極的に進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、これは余談になるかもわかりませんが、女性が社会で活躍できる環境の整備。それから女性の思いを取り入れる。これがやっぱり一番。男女共同参画といった場合には、実数よりもむしろそれがどれだけ取り入れられてるか。それが町民の皆さん、それから町内の事業所の皆さん。これにどこまで、取り入れていただいているか。そこで初めてその理解があつて、初めて女性の皆さんも、中央に活躍いただけるもんだというふうに考えておることでございます。もう1点言わせていただきますと、本当の男女共同参画というのは、たとえば私なら私が、職員を任命します場合、この能力がある。こら一、この人物はこの業務にぴったりだと。適材だと言って、登用した人物がたまたま女性であったと。本当はそれが一番ですね。必要な部分じゃないかと。ですから、そういう意味では、周りの環境を含めて次年度の計画では、次期の計画では、そのへんを含めてまた森議員等々の御助言もいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。あとは、担当課長にお任せします。

#### ○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） まず最初に男女共同参画計画の位置づけについて、おさらいをしておきたいと思っております。男女共同参画社会基本法が国において制定されておまして、その前文で「男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このことから、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進する施策の推進を図っていく」と。この法律の中で13条で市町村は、男女共同参画計画を定めるよう努めなければならないと、いうことで我が町でも計画を作っているところでございます。町長の答弁でもございましたように、4つの重点目標を掲げております。一つ目の男女共同参画意識の醸成につきましては、町のホー

ムページあるいは広報誌等を通じまして、男女共同参画週間に合わせた啓発活動。それから国、県からの情報等を逐次、掲載をしまいでるところでございます。

2番目の目標として掲げました男女の人権の尊重につきましては、人権啓発、ドメスティックバイオレンス、虐待防止など掲げておりますけれども、社会教育課において人権の意識を高める住民対象、あるいは職員対象の講習会、勉強会もしております。ドメスティックバイオレンス、それから虐待防止に関しましては、相談体制を整備いたしまして、健康福祉課、税務住民課等の関係課が連携をとりまして、取り組んでいるところでございます。

3番目の職場、家庭における男女共同参画の環境づくりにつきましても、それぞれの部署でその対応しているところでございます。女性の職場と家庭の両立に関する制度の利用。それから子育て支援、介護負担の軽減などがあげられますけれども、子育て広場の開設や、学童保育などの子育て負担の軽減を図っておりますし、介護保険の軽減につきましては、介護度の低い高齢者等へのサービスといたしまして、そのサービス提供や介護予防の事業等も取り組んでいるところでございます。

4番目に様々な分野における男女共同参画の推進につきましては、全庁的な取り組みといたしまして、各種委員会、審議会等への女性の登用、あるいは女性リーダーの育成を掲げているところでございます。審議会や委員会についても女性の登用をお願いしているところです。平成26年、今年4月1日現在で、町の付属機関でございます、防災計画ですとか、国保運営協議会、社会教育委員会など8つの審議会がございますが、ここ125名の方に委員として就任をいただいております。そのうち女性が14名。約11%を占めていただいております。貴重な御意見を賜っているところでございます。執行部、町の執行機関の委員会。教育委員会ですとか、選管、農業委員会等々ございますけれども、5つですが、38名の委員の中で4名の女性委員で、10.5%となっております。なお、職員、私たち職員につきましては、すべての職員、病院、特養等も含めまして、267名の職員がおります。そのうち136名、51%ですから、比率といたしましては、女性の方が職員数は多いということでございます。先ほど私が準備しておりました答弁資料の女性の管理職登用ですけど、町長申し上げましたように課長補佐相当職、課長補佐という名称はないけれども、次席にいる人ですけども、21.9%ということ、県の割合よりも若干多いという状況でございます。

それから女性リーダーの育成につきましては、その女性リーダーを発掘する機会というものなかなか今のところ、見いだせない状況ではございますけれども、その懇話会の中から今年1名の方に全国の女性リーダー研修会に行っていただいたところでございます。取り組みの成果の総括として申し上げますとまだまだ重点目標のすべての実現には至っておりません。今後もその意識醸成、特に意識の醸成が必要であろうかと考えております。今まで取り組んでおりますことを御報告を申し上げます。

#### ○議長（杉本和彰君）

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） ありがとうございます。この問題は、非常にこう幅が広がるございまして、世の中はだいたい女性と男しかいないわけですから、その半分の人たちの、半分半分の

問題を、どうこう生き生きとしたかたちで活動してもらおうかという、そういうこの共同参画事業は事業ではないかなというふうに理解をしております。福原町長は今度組織再編をされて改編をされて、新たにいわゆるひとつのまちづくり体制を進めたいというふうに計画をされておりますけど、それを履行していくにしても、やっぱりいろんな農業分野であるとか観光分野であるとか、あるいは病院分野である、福祉分野である、もう住民分野、いろんな分野に必ず男がおり、女性がいるわけですね。そのこのところのいわゆる特に私が一番今注目したいのは、この女性のパワフルな力をどう引き出すかというのが、やっぱり大きな課題ではないのかなと。女性だから農業ができないと、そんなことはございません。やっぱり女性でも、能力のある人たちはいっぱいいらっしゃいますし、女性だから例えばその先の3年前の東北震災あたりでも、やっぱり炊き出しの分野であるとか、あるいは介護の分野であるとか、あるいはその相談相手になる分野であるとか、話を聞くだけで被災者が心穏やかになれるとか、そういういろんな分野で、だいたい災害というと、男が活動する分野で私自身思ってたんですけど、あ、違うんだなというんですね。やっぱりそういう意味からいくと、やっぱりこの女性のパワフルな力をどう引っ張り出すか。これがやっぱり大きな今後の課題だろうなと。私自身、選挙公約にも男女共同参画事業を取り組みますということ公約として載せたもんですから、懇話会には話があったときに喜んで参加しますよと。私であれば喜んで参加しますということで、今懇話会の委員としておりますけど、先ほどちょっと総務課長もおっしゃいましたけど、いわゆるこのリーダーをどう発掘していくかというのは、やっぱり今後の大きな課題だろうと思います。ただ、あんまり総花的に広げてしまうと、何から取り組んでいいかわからないということがございますので、先般ある委員さんが先ほど報告もありましたけど、東京に行かれて、そして報告をされました。懇話会の中でですね。それで報告をされた思いの一番強い印象が、もう目からうろこでしたということでした。女性の方ですけどですね。やっぱりその彼女自身もそういう研修にあって、本当自分が心開かれたという、わーもうこうざん新な気持ちにさせられたということで、頑張らなくちゃいけないというふうに思ったということでした。だからそういう意味では、今後やっぱりそういうこれはなんか今回の研修は30名の県の枠の中の一つの派遣だったみたいですけど、予算もいろいろ我が町いっぱいなくちゃいけないことがありますので、なかなかその予算もつけにくいと思いますけど、よかったですらもうそのそういう人材、発掘という意味からも毎年そういう女性のやる気のある方を見つけ出して、そしてちょっと研修にいきなはらんですかというような、やっぱりそのへんあたりはひとつ頭の中に入れていただいて、そして少しでも一人でも多くのやっぱり女性の方、男性でもいいと思います。やる気がある人であればですね。そして行って研修をしていただいて、それを町に、我が町のいろんな活動部分に返していただくということ。いろいろその女性が先ほどちょっと総務課長の中で、いろいろ審議会とか職員のいわゆる女性の振り分けの話が数字がご披露されましたけど、私はやっぱり数の問題じゃないと思うんですね。質の問題だろうと思います。ですから一人でも多くのやっぱりやる気のある人を育てる、そちらの方をひとつ執行部の方も頭に入れながら、是非少ない、厳しい町財政と思いますけれど、是非御配慮いただいて、今後につなげていただければ私も懇話会の一員になった甲斐があるというもんだらうというふうに思います。町長お考えがあれば

ちょっとお尋ねいたします。

**○議長（杉本和彰君）**

総務課長 高木洋一郎君

**○総務課長（高木洋一郎君）** 二つ目の御質問に先ほど答弁漏れておりました。大変失礼いたしました。次期計画の取り組みについて何うということ。失念しておりました。申し訳ございません。

この男女共同参画懇話会では非常に前向きで活発な意見交換が行われておりますことは私も承知しておりますし、町内外で活発な活動をされている女性委員の皆さま方の御意見も非常に貴重な御意見として賜ってるところでございます。

27年度まででございますので、27年度中におきまして、先ほど町長も申し上げましたように策定に向けた準備を進めてまいりたいと思っております。その策定にあたりましては、現計画の進捗状況、あるいは反省点、課題等をあらいだしまして、時期計画に反映いたしますとともに、懇話会で活発な意見交換をいただいておりますので、その御提案も参考にさせていただきながら、次期計画に取り組むように努めてまいりたいと思っております。そして、実現可能でしかも継続、持続可能な計画となるよう、努めてまいりたいと思っております。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 本当に懇話会での活躍ありがとうございます。私の答弁のまとめとなるかと思いますが、日本ではやっぱり長い間女性が中にいるという、こう慣例が、ずっとしみついておりますもんで、先ほど言われましたリーダーの育成、あるいは自分がリーダーとして意欲を持って取り組むというところに、まだややもすると、てらいやためらいというのがございますかと思えます。そういうものを拭い去るのは、やっぱり男性側の理解、それから周囲の理解、そういう体制のづくり、こんなところにあるのではないかというふうに考えます。なお引き続きお世話になりますけれども、御指導いただければと思います。一生懸命頑張ります。

**○議長（杉本和彰君）**

2番 森 潤一郎君

**○2番（森 潤一郎君）** 最後になります。具体的なところで、やっぱこの方は懇話会の委員さんですけど、いわゆるその空き家を利用して改築をしてそしてそこでシングルマザーであるとか、若いお母さんたち、シングルマザーに限らないと思えます。若いお母さんたちが、こうなんていうですかね、ひとつの憩いの場みたいな、意見交流館、会をするような、安らぎの場も含めてと思えますけど、そういう場を提供したいというようなお考えをお持ちの委員さんもいらっしゃいます。こういう人をうまく町の行政でもって補助的なかたちあたりができるのかどうなのか、ちょっとこれ総務課長あたりにちょっと御相談していかなくちゃいけないなど、自分としては思っていましたけど、なかなかまだ行動まで行ってませんが、そういう話もあります。一つ一つやっぱクリアしていかないと、なかなか前に進んでいかないと思えますので、そのへんあたり、そういう人がいることを今日の場では、一応表明をしておいて、決してゼロじゃございませんよと

いうことだけを表明をして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 御質問ありがとうございました。話は変わりますけども、今森議員がそういう人もおりますよということで、これを一人一人をあるいは、一つ一つの事象を大事にしていかなくちやいかん。それを見過ごさないようにしなくちやいかん。話はガラッと変わりますが、私も企業誘致等々につきましては、もうふくらはぎにしがみついとけ。死んでもはなるんなどというふうに発破をかけております。・・・ように一つ一つの事象を大事にしながら、やってまいりたい、そういうふうに考えます。よろしく願いいたします。

**○議長（杉本和彰君）** 以上で森議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

2時半から会議を開きます。

---

休憩 午後2時17分

再開 午後2時30分

---

**○議長（杉本和彰君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高巢議員の発言を許します。

8番 高巢泰廣君

**○8番（高巢泰廣君）** 皆さんこんにちは。8番議員の高巢でございます。通告書に従いまして一般質問を行います。執行部におかれましては、答弁は簡潔にお願いをいたします。

まず最初に農業振興策についてお伺いをいたします。

圃場整備等、生産基盤の整備は進んでおりますけれども、担い手の減少、農業者の高齢化等による農地の遊休化が進行しております。担い手への農地の集積、集落農業対策等について町長の考えをお伺いいたします。

二つ目に雇用を確保し、町民所得増加のための事業として、農林業公社創設の検討と推進を選挙公約として掲げて町長おりますけれども、その具体策についてお伺いをいたします。

以上2点につきまして、町長より御答弁をお願いいたします。

以下は、質問者席、自席より行います。

**○議長（杉本和彰君）** 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 高巢議員の御質問にお答えをいたします。

決まり文句のところは早口でまいります。和水町における今年度の中山間地域総合整備事業につきましては、和水西部地区で面工事を1工区、換地処分を2工区、完了整備を3工区事業実施しております。

また、和水東部地区では、面工事を4工区、完了整備を1工区、計画変更を1工区実施しているところでございます。

和水西部地区につきましては、今年度ですべての面工事が終了し、事業の最終完了は、平成28年度末を予定いたしております。

和水東部地区については、平成28年度に面工事を完了。30年度に事業完了を予定しているところでございます。

そこで、担い手への対策等についてでございますけれども、現在、農業公社が行っている農地中間管理事業や町単独事業の農地流動化事業を活用した農地集積を推進いたしておるところでございます。

また、担い手については、個人のみならず効率的で安定的な営農を行う地域営農組織の育成や、企業等の農業参入など、多様な担い手の育成や支援についても、今後取り組んでいかなければならないと考えるところでございます。

そこで、担い手、担い手を確保するためには、何が重要かと、釈迦に説法になりますけれども、やはり収入の得られる農業。これが肝要かと思えます。出口戦略を充実しまして、売れる収入が得れるということになりますと、おのずから担い手というのの増加確保も実現できるものかと考えております。この町でも、ここもと営農組合の組織化、あるいは地域での組織化が進みつつございますけれども、担い手のリーダーシップの基に農地を提供した人も農業集団に属することで、収入を得られる。必ずしも水稻栽培のみに頼らず、経済農作物、園芸農作物の栽培普及も急務でございます。そのためには、やはり売れるものを作り売るという出口戦略が鍵を握っているのではないかと考えるところでございます。先ほども申し上げましたけれども、農業振興課への人材集約を図ると、農業を知り、地域を知り、そして売るという対策が求められるものではないかと、そういうふうと考えておるところでございます。

従いまして、既存の販売ルートを持っておられる民間さん、あるいは事業所、団体との連携。それから町独自の販路ルート開拓。これからの重要になってくるものと思えます。高巢議員におかれましても、もろもろ農業関係では関心をお持ちいただき、また、御協力もいただいております。引き続きご支援のほど、お願い申し上げたいと思えます。

それから、2番目の農業公社創設の検討ですね。今申し上げました同じような考えで、例えば地域横断的な売れる作物、これをなんとか発掘する、あるいはなんとか作り出していただく。そういうことで遊休地でございますとか、耕作放棄地の活用ができないものかと。そういう構想に基づいて考えておるところでございます。誠に申し訳ございませんけれども、今こういうかたちでという構想がございません。これからいろいろ検討していかなくちゃいかんというふうを考えておりますので、しっかり勉強もいたします。しっかり御指導もお願いしたいと思います。

第1回目の答弁はそういうところで終わらせていただきます。あとは担当課長並びに自席での答弁に代えさせていただきます。

#### ○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） ただいま町長から、今日の農業環境情勢を踏まえて考え方を一部述べていただきましたけれども、これからの正直、今はないというようなことでございますので、そ

それはそれとしてこれからはしっかりと一つ状況を認識していただいて、しっかり地に足をつけてまして、農業問題にしっかりと取り組んでいただければ、とてもいかんというふうに私は考えております。

そういったことで、今私一番問題は、農業問題いくつも課題があるわけですがけれども、一つはやはり町長がお話になりました、担い手の問題。もう1つは大きな問題は、この地域の営農をどう維持していくかという、岐路にこう私は立たされてるというふうに思います。それからやはり現実的な問題としましては、有害鳥獣の問題。そういったこと。このへんが1番の喫緊の課題じゃないかなというふうに思うわけでございます。そういったことで、耕作放棄地、これがこの入れますと4つですね。特に耕作放棄地につきましては、相当の面積があるというようなことで、これ農業委員会を中心に、このへんの解消策に努力をいただいていることには、敬意を表するところでございますけれども、私、ちょっと調べましたところ、2010年の農業センサスを見てみましたところ、和水町には240ヘクタールの耕作放棄地があるというような数字がでております。

今年度、来年になりましてすぐまた農業センサスがある年でございますけれども、若干古うございませうけれども、そういう数字がでとる。そんなにどこにあるかなというふうに思うわけです。

別の数字からみますと60ヘクタールぐらいというような数字でも話が聞こえてまいりますので、どちらが本当なのか、このへん経済課長にお伺いいたしますが、和水町のこの耕作放棄地の現状、面積はどれぐらいあるのか。水田、畑、別々わかればそのへんちょっとお示ししたいと思っております。

**○議長（杉本和彰君）**

経済課長 坂本政明君

**○経済課長（坂本政明君）** ただいま高巢議員の御質問にお答えいたします。この2010年の農業センサスをみますと耕作放棄地の面積は240ヘクタールということとなっております。ただいま農業委員会等で調査しましたところ和水町の耕作放棄地につきましては、508ヘクタールの耕作放棄地という数字がでてることになっております。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

8番 高巢泰廣君

**○8番（高巢泰廣君）** 508ヘクタールですか。再度確認しますが、508。さらにはこの倍ぐらいになるわけですね。実際の数字は。ちょっと驚きです。正直いいまして。としますならばなおさら深刻な状況に陥ってるということではないかと、町長思います。じゃこれをどう解消するかということが今1番国をあげてどこの地域も悩んでるし、いろいろな努力がなされていると思っております。このへんのことを考えますと、やはり私の側をみますと、やっぱり何も作らんけれども荒れるから耕うんだけはする。というような農地がかなりございます。耕うんだけやっつけられるわけですよ。ある程度草が生えてきたら。とにかく荒らさんごつと。非常にこうもったいないことだというふうに思いますし、なんとかこの生産に結びつくような方法はないかなと。今、町長もおっしゃいましたように、いろいろ六次産業化も進んで、芽が芽生えてきとるし、また、ナスあたりについては、菊水あたりのまったく栽培者がいなかったけれども、最近このへんにつ



いては着実に栽培されてる方が増えてきているというような状況にあります。しかし、これを大面積に作るというのはなかなか難しいというふうに思いますので、そのへんやっぱ耕作放棄地が増える原因は、一つは高齢化が進んで、なかなか手がまわらんと。だから米はちょっと作るばってん、あとはもう作らずにいっちょこうというのがそういうことじゃないかと思えますけど。とするならばやはり、なんとか作付けをするような手だてを、やっぱり町は考えるべきです。やっぱりそのへんは経済課長が先頭に農業振興課長が、先頭に立っていただいて、やはり農家の皆さん方に、やっぱりしっかりと訴えていくというような手だてが必要じゃないかと。じゃ何をするかといっても、なかなかないと思えますが、やはり手がかかるような作物はちょっと無理かなと思います。とするならばやはり、落葉果樹あたりがひとつの狙いどころかなと。落葉果樹といいましても、栗がありますし、柿がある。桃がある。葡萄がある。いろいろございます。しかし作物次第では、非常に高度な技術を要するやつが必要となりますし、誰でもとりつくわけにいかんと。とするならば、やはり1番取り組みやすいのは、栗あたりの栽培だったらこれは案外簡単にできるし、取り組みもしやすし、初期投資もわずかで済むというようなこともございますから、このへんをなんとかやっていくようなことはできないだろうかと思うわけです。

実は平成24年に、町の単独事業で、栗苗の苗木を購入された方に補助を出してあります。ちょっと調べてみましたところ。13万円ほど。町の補助金をですね。これは2分の1を町が補助。これは町の単独事業でやって、その時653本の植え付けがなされている。だいたい10アールあたり40本だそうでございますので、1.6ヘクタール分の作付けがあったというふうに、3年ぐらいしますと栗は収穫期に入りますので、このへんが1番とりやすいんじゃないかなと。ようやくこう取り組みながらも単年度でショートで終わったというのは、僕は非常に残念だなと。やっぱこれは継続してやるべきじゃなかったかというふうに思うわけです。そういったことで、継続してやればもっと効果があったかもしれない。栗の生産量でございますが、26年産、ちょっと調べましたところ、これは農協の販売量です。168トン販売がっております。金額にしまして精算金でございますのですべての経費を引いた残り、手元に、組合員さんの販売された方の通帳に振り込まれた額が6,460万というようなことですから、実際はこの1.5倍以上はいろいろ話きますと、あるんじゃないかと。生産量も。ですから252トンぐらいあって、だいたい販売高も約1億円ぐらいの販売高にのっているというふうに思います。というのは、農協は品種によってとらない部分があるもんですから、そういうやつは直接自分で、近くの玉名とか山鹿の市場に出しておられると。相当の量がこれ出ておりますので。私も実際見に行きましたけれど。ものすごい量がでておりますので、やはりこの数字は相当信憑性があると、私はみておりますけれども、そういったことでございますので、3年目ぐらいから栗の場合は収穫が可能だし、栽培がしやすい。それからまた集荷体制、販売体制は整っているというようなこと。誰でも取り組みやすいというようなことで、このへんをひとつの目玉として、対策の柱に据えてやってみてはどうかと思います、町長のお考えを伺います。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** いやあ高巢議員。よございました。私は、次にそれを言おうと思っておりましてですね。いやいやはるかに高巢議員の方が程度が上ですよ。ちょっと自分のことで恐縮ですけども、うちにも私のおふくろが植えた利平栗がありまして、暇に任せて拾うて、市場に出しました。そしたら7万ぐらいありましたもんね。1年間で。もう何本、6、7本しかなかったんですけどね。先ほど6,460万という数字がでました。市場に持っていきよりなはる人がおんなはりますから、だいぶね。倍とまではいかんでも、恐らく1.5倍ぐらいは、あっとじゃなかるうかなと。

本題は落葉果樹ということで、私もこれはどうだかわかりません。話ですので。のってみろるか、見ぎやいてみろうかなと思とるのが、渋柿。渋柿は今もうカラスもくわんですもんね。あれが富士宮市で、ガス実、ガス装置に通すと、色も艶も形もちっともかわらんで、ものすご甘か柿になって出荷しよんなはるそうです。で、季節商品なもんで品切れていうかですね。というよなその状況がありますと、是非一度見にいらいしゃいというよなことなもんですから、こら、私がいったっちゃしようがありませんので、職員でもだまされたつもりで、やってみるかというふうに思たりもしております。確かに今柿にしましても、栗にしましても、ただ下の方は草ば切るだけですけどもね。柿も栗も本当、気の毒に、よころなもんでございますんで。山江村じゃありませんけど。そのへんを利用して、特産とまではいかんけれども、他の地域に負けないうな出荷ができるのであれば、しっかり考えていかにやいかなというふうに考えております。ですから、まさにさっきのその農業公社、そのへんのところで、そのそういう事業ができればよかなと、今お話しを伺いながら考えておったところでございました。

**○議長（杉本和彰君）**

8番 高巢泰廣君

**○8番（高巢泰廣君）** 町長もいろいろ今柿の話もされました。渋柿も元々菊水は非常に昔から多かったんですよ。しかし最近はちょっとそのへんが、今年あたりはものすごい量で、買い手もないというような状況だそうです。やっぱり相当昔のやつじゃ駄目で、実が大きくなとなかなか買ってもらえないというようなことらしいです。だから渋柿で出すならば、やっぱり契約栽培でやっとなかなかりスクが伴うと。作ったばってん買い手がないというような状況がちょっと見えてるような状況のようです。しかし、今言われましたことは非常に素晴らしいことだと思いますので、ひとつ併せてそのへんも、どんどんですね。担当職員の方々を研修にだすべきですよ。こら後で言おうかと思いましたが。自分が現場にいつてみてきて、やっぱりそして肌で感じてそれをやっぱりどうしたらいいかと知恵を出してもらいたい。これから先地方創生はそれが問われると思います。やっぱり地方の企画力、これを問われておりますので、是非今町長おっしゃいましたので、このへんについては積極的に取り組んで、早速ひとつ来年度予算、すぐ予算編成でございまして、苗木の補助あたりも含めまして検討いただきたいと思ひます。

次に進めさせていただきますが、この26年産の米は急落してるというような状況でございます。だいたい去年からしますと1等で農協の米の仮渡し金が1万80円だったそうです。去年が1万2,420円。去年より2,340円下がってる。精算金はだいたい2年ごろ全部売ってからまたきますの

で、だいたいそれ1,000円ぐらいらしいですけど、多くても1万1,000円ぐらしかならんというよ  
うなことのようです。そういったことでこの急落の原因は、ものすごい在庫がある、過去最高の  
在庫で、222万トンの在庫があつて、それだけありながら日本は義務的にこのミニマムアクセス  
米というのを、しゃんむり買わなんごつなつてますですね。これが35万トンあると。毎年入つて  
くる。合わせて277万トンの在庫が積みあがつるとというようなことで、中には、荷が動かない  
というような状況に陥って、こういう価格になってるんだというふうな話を聞きました。そうい  
ったことで稲作関係の農家の方は自信喪失といいますか、意欲を失くしておられるというのが実  
態です。なんとかこのへんも本当は町が差額でも補てんでできれば、もしもそういうことがひとつ  
できるとするなら、是非町長、やっぱ地域のために、農業振興の一環として、このへんもひとつ  
御検討いただきたいところではないかと思ひます。

ところで農業の担い手。非常に厳しい状況でございます。農業就業人口、これも2010年の農業  
センサスですが、15歳から64歳までの生産人口といいますか。その方々、495名で、全体の30%  
ぐらい。農業者のですね。それが65歳から75歳の方々が1,119人で、58.5%。高齢化率が69.3%  
というような数字になっております。だから和水町の農業は、この65歳以上の方々に支えていた  
だいてるというような状況になってるわけです。しかしこれも高齢化がどんどん進みましてすで  
にリタイアが始まっております。もうしゅうごたるばつてんしができんと。体がかなわんと。そ  
ういう状況になってる。しかし誰かに作ってもらわにゃいかんというようなことです。しかしな  
かなかこれから先考えられますことは、作ってくださいという、貸し手はあるけれど、それを作  
ろうというようなことがどんどんおられるかということ。このへんは非常に厳しいんじゃないか  
と私はみております。どんどん意欲的に取り組まれる、認定農業者の方々なり、そのへんに集約  
ができますならば、これはチャンスだと、規模拡大のチャンスですから、いいと思ひますけれど  
も、果たしてそうはいかない部分が、やはり中山間地帯でございますので、やはりやたら何十ヘ  
クタールと作れるような環境にはないと。ただ米の単作だったら、10ヘクタールから、20ヘクタ  
ールが専業農家であれば、作らにゃいかんと言われております。とても難しいと思ひます。まず  
水管理が難しいと思ひますから。そういうことを考えますと、実はJAが地域営農に関する  
アンケート調査ていうのを、米生産農家を対象に440軒をアンケート調査をやつてます。回収率  
が92%だったということです。その中に、今後10年後の農業の姿でどう見てますかていう中で、  
耕作放棄地が今以上に増えるだろうと、これが3割。高齢者がどんどん進んでいくだろうと。高  
齢者の増加が34%。それから有害鳥獣の被害が今以上にひどくなるだろうと、これが24%。そう  
いったふうに10年後あたりの姿を予測しておられると。じゃ後継者はいますかというようなこと  
で、聞いてありますが、後継者はいないと。目途もたっていないと、これがなんと75.5%。440  
名の中の332名の方が、後継者はいないと、目途もたたんというような状況に陥つておられると  
いうことです。それからじゃあ今持っている農機具はどうしますかということ聞いてありますが、  
田植え機はこれは作業委託に個人所有はやめて、作業を委託しますと、これが56%。246名  
のですね。それからコンバインはどうしますかと。今それぞれ持つておられますので、これが334  
名の方が作業委託すると。もう買わないと。相当の価格がいたしますので、それからトラクター

については、これも作業委託が114人で、26%というようなことで、これから先もう機械を買うような状況にはないと。これからは、やっぱりどなたかに作業を委託するというような考え方がほぼ定着してきているというふうにこれから読み取れるんじゃないかならうかと思います。と、するならば、農地の貸し手はあるけれども、今度は、先ほどから言いましたように引き受け手があるかということです。大変これ厳しいというようなことになるとと思いますが、現在この地域営農組合。和水町に課長、これは地域営農組合は、今組織は何個ございますか。ちょっと教えてください。

**○議長（杉本和彰君）**

経済課長 坂本政明君

**○経済課長（坂本政明君）** ただいま地域営農組合ということで、組合の協議会を作っております、その中の加入団体が14組合ということになっております。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

8番 高巢泰廣君

**○8番（高巢泰廣君）** ありがとうございます。なかなか地域営農組合も、このもう何年でずっと変わらないと。増えていないというのが実態のようです。しかしやっぱり地域の農業を守るためには、私はこれしかないと思います。これをいかに整備していくかと。やっぱ集落ごととか。水系ごととかですね。このへんで話し合いをやりながら、やっぱりこのへんをどう整備していくかで、今後の稲作農業は大きく変わってくるだろうと思います。これはもう早急にやらないかん。時間が無いと思います。そうでないと、あと4年後には、今減反の奨励金もなくなりますし、そのあとますます作る人はなくなるんじゃないかならうかと思えますけれども、じゃ地域のことは自分たちで守るような仕組みを作らないと、どんどんこの基盤整備をやった、優良農地までも放棄されるというようなことも起こりかねないというふうに思うわけです。そういったことがないように、やっぱり今後地域の営農集団の設立を真剣に町としては考えていかないと。先ほど町長おっしゃいましたように、やっぱり担当課の人材を、しっかりと確保しながらそれに向けて対応するんだとおっしゃいましたので、これは優秀な方々をひとつここに投入しまして、やはり御苦労多いと思います。農業問題は、今日始めて、今日初めて解決する、明日解決する問題は何もないと思います。やっぱり3年経っても5年経っても、10年経っても解決しないと思います。とにかく長いスパンで考えないと、短期的には実行は難しいと思いますので。しかしこれは長いスパンの中でひとつこれを考えていくようなシステム。これは町が指導してやらないと、私はとても難しかろうと思います。

実は、私8月の7、8日の日に、建設経済常任委員会で、所管事務の調査視察を行いました。大分県の国東町に行ってまいりました。その状況をこの見地生産組合というところ、これは多くの方が行っておられるようですけれども、ここを視察しましたが、非常に素晴らしい経営をやっておられて、もう2台目の機械を買うときは、全部自分たちで買うんだと。もうあと補助金とかなんとかに頼らんと。それだけのちゃんと再投資するための資金も貯めこんでというような話でした。そこで、1番私が驚きましたのは、帰りましていろいろ書類見よった中で、どれぐらい

生産法人があるのかということをして市役所の農林課に電話いたしまして、いろいろ聞きましたところ、農事組合法人が法人化されてるのが、15だそうです。15。と任意の組合ですね。任意の法人化はしてないけども、組織があるやつは例え機械利用組合とか、そういったかたちで存在するのは、35組合があって、合計50組合があるんだということで、ちょっと驚きました。これは、市が指導しながら、指導していったというようなことのようにです。話の中身を聞いてみますとですね。やはりやる気を持ってしっかりと本気で取り組まにゃいかんというのを、実際ここでこうまざまざと見せつけられた思いがいたしましたけれども、こういったことで、やはりひとつ町の単独事業をつかってでも、このへんを整備する方向に持っていく手だて。やはりリーダーの育成が私は1番かと思いますが。まずはその前に職員の皆さん方もしっかりと勉強してもらおう。そのためにはやっぱり研修にってもらおう。海外にもいかにゃいかんと思います。そういった金を惜しむべきなく、投入するというので、ひとつこれから取り組んでいただきたいと思うわけです。

それから農業者の関係の方々も、どんどん見に来て行って肌で感じて、そして実践してもらおうというような手で、口で言うのは易しいわけですが、実際やろうというのはなかなか大変だと思いますけれども、しかし誰かがやらにゃいかんわけですね。そういったことならば、その旗振り役はやはり町の職員の皆さん方、町長が号令をかけていただいて、やっていくというこの姿勢が私は大事かと思しますので、そのへんで町長に期待するところ大でございますが、ひとつ町長のお考えを。

#### ○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 大変貴重なお話を質問ばお話しして言うといかんですけど、承らしていただきましてありがとうございます。先ほど私も営農組合の話をおある議員さんとということで申し上げましたけども、営農組合の勉強しっかり私自身がさせていただきますというようなことでお約束をしておるんでございますけれども、営農組合、先ほど貸し手と借り手があると。もちろん貸し手の方が希望が多いわけなんですけど。借り手の方も、借りたつはよかばってん、なんもかんも自分でせなん。だけんたまったもんじゃなかという、お話もあります。そのへんの先ほど申しましたように、その営農組織の周辺にすることで、ちょっとした収入にはなる。あるいは1番いいのは、例えば自家製かなんかで、一緒にやっただくというのは1番いいと思いますけれども、そのへんのところ。それから、後継者不足、それから若い人がなかなか農業にいそしめないという点については、もう一つの要素があってこれはわかりません。素人がいうことですからわかりませんが、どうしてもその勤労者と、サラリーマンと同じような生活をしたくない。土日は休みたいね。夕方はもうたいぎやな時間で切り上げて、一家団らん楽しみたいねと。おそらくそういう思いがあるのも、なかなか農業に就かないというひとつになってると思います。そのへんを営農組合で解消するようなことが、幾分かでもですね。解消するようなことができれば、これは素晴らしいことだだと思います。職員の研修は、総務課長そのものが非常に研修には積極的な姿勢を持ってきております。そういう意味ではともども、職員の育成には力を入れてまいると。また、自分自身も勉強させていただきたい、そういうふうを考えます。

**○議長（杉本和彰君）**

8番 高巢泰廣君

**○8番（高巢泰廣君）** 担い手の方々の育成、これも非常に大事でございますので、併せましてこのへんに、今日時間がございませんので、なくなりましたのもう言いませんが、やはりこのへんの方々の国内研修、海外研修、なんかそういう研修制度を設けられてはいかがでしょうか。このへんも御検討いただきたいと思います。

それでは、時間がございませんから次に進めさせてもらいます。

次は、道路網の整備ということでございます。合併時、旧町間を結ぶ道路網は合併支援道路として位置づけられ整備が図られておりますが、県道6号線、これは玉名立花線の改良計画について伺います。本質問は本当は県管理道でございますので、質問には適当ではないかもしれませんが、和水町管内の道路の改良の件でございますので、御理解をいただきたいと思います。

支援道路として位置づけられ、和仁菊水線、玉名立花線、そういった全路線7路線ございますけれども、このへんの整備が進められております。特に玉名立花線は、今年の1月、昨年12月だったと思います。どこを通すかということで、この内藤橋から竈門橋の間の調査がなされたというふうに聞いております。この結果について、差支えがなければ町当局にこのへんについてなんか説明があっているのか、あったとするならそれは検討されたのか。差支えなければお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 高巢議員の御質問にお答えを申し上げます。玉名立花線、和仁菊水線等々、いわゆる旧町間を結ぶ道路。それから福岡県との連結する道路。このへんの道路問題につきましては、もう喫緊の課題でございます。高巢議員におかれましても道路整備推進委員会の中心的役割として、ご活躍をいただいております。また建設経済常任委員長それから道路にまつわる各種の期成会のメンバーとして、お骨折りをいただいております。

もちろんこれは私も就任のときから申し上げたと思いますけれども、そういう意味では念願でもございます。ですから、ことあるたびにお願いをいろんな方面に、お願いを申し上げてるところでございます。

折も折、昨日、お耳に入ってるかと思っておりますけれども、地元出身の県議さんが、玉名立花線について要望質問をしていただいたということでございます。周りの皆さん方も、御協力御理解しているのができてつつありますので、期成会での陳情、それから個別のお願いを含めまして一生懸命努力をしてみたい、またお力添えもいただきたい、そういうふうに考えるところでございます。お尋ねの玉名立花線、この部分につきましては、担当課長より御説明を申し上げたいというふうに存じます。

**○議長（杉本和彰君）**

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** それでは御質問のコースの検討についてということで、お答えし

たいと思いますけれども、調査してみますと昨年25年に内藤橋が竣工しておりますけれども、その内藤橋を、どの位置に持ってくるかというところで、内藤橋自体のコースの検討がなされております。その時点で、内藤橋があります大牟田植木線と交差します玉名立花線についても前後のコース自体もある程度のコースを検討したうえで、現在の内藤橋の位置に決定され、竣工しているという経過がございます。その上で、内藤橋から竈門橋までのコースについては、一応3ルートぐらいの検討をされ、私4月からですけれども、その時一応そのコースについて、お話は聞いております。ただ、まだ現在の段階でそのコースをどこにするかという決定の段階までは至っておりませんので、まだ今の段階で、公表できる状態ではないということでございます。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

8番 高巢泰廣君

**○8番（高巢泰廣君）** よく理解ができました。地元の皆さん方といたしましては、非常に竈門橋から内田までの区間。道路も狭うございますもんですから、朝の7時半前後、これはものすごい車の量があります。やっぱり三加和の方の東洋電装に行かれる方。それから最近は南関の東部工業団地、こちらに行かれる方の通勤の方の、ずっとちょうど子どもたちの通学時間帯とまったくぶつかっておりますもんですから、非常に通行量が多いと。しかもかなりスピードを出されるもんですから、最近ですからスピードの取り締まりも、朝夕あつとります。昨日もあつとりました。とにかくあそこは30キロで制限してありますけれども、なかなかそういう状況じゃないもんだからですね。それと最近は何となくこのダンプカーのおりが多いということで、最近特に多くなりました。非常にこの向こうに回るよりもこっちを通った方がいいというようなことかなと思いますけれどもですね。こら、カウントしてみるとかなりの台数になると思いますが、特に今工事の時期ですから、そのへんもあるかと思えます。そういったことで地元としては、生活道路でもあるもんですから、非常に心配があるというようなこと。当然このへんについては、県当局もしっかりと御認識をいただいて、整備を進めていただいていることは、感謝申し上げます。十分わかっております。しかしなかなか、思うように進まんというのは、これはもう資金の問題もございまして、そのへんは理解できるわけですけれども、ひとつそういう状況下にあるということを御認識いただきまして、町長も先ほどおっしゃいましたように、やはり町内7路線。特にこの合併支援道路という位置づけのもとに、整備が進めておられます旧町間を結ぶこの道路あたりの整備につきましては、一日も早く整備が終わるように、働きかけを町長やっただきたいと思えます。

それから、それをしっかり支えていくのが、和水町の道路整備推進委員会でございますので、やはり我々議員とそして関係の区長さん方17名で構成しております。これは町長をしっかりあとおしして、しっかりというようなサポートしていこうというのが目的で作られておりますので、私達も一生懸命頑張っていきたいと思えます。そうすることによって、その意思が伝わっていくかなという思いもあると思えますので、ひとつこのへんにつきましては、ひとつ今後とも町長よろしくお願いを申し上げてこの質問は終わりたいと思えます。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** ありがとうございます。ここの部分については、沿線の方ばかりでなくて、思いは同じという気がいたします。どうか御一緒をお願いを申し上げたいと存じます。

それから、この福岡県へ通じる道路、それからあわよくば菰田橋の架け替え。これらについては、ひと・まち・しごとの創生の具体的な案にも掲げておりますので、御一緒をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

**○議長（杉本和彰君）**

8番 高巢泰廣君

**○8番（高巢泰廣君）** いろいろ御苦勞もあろうかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

次に進めさせていただきます。

産業廃棄物最終処分場と連携した地域振興策について、お伺いをいたします。

公共関与産業廃棄物最終処分場は、27年来年の秋に運用が開始されるようになっております。県当局の考えといたしましては、同施設を環境学習の拠点として位置づけておられるようでございます。ですから、施設完成後はやはり県下の子どもたちの環境学習の場ということで、の見学、施設の見学でかなり来てもらうんじゃないかと思っております。

それからこの施設は日本でもトップクラスだと私は思います。まず規模的には鹿児島県にできてるやつが一回りちょっと大きいんだんですけど、ほぼ全国でも1、2位をいく施設ですし、最新の施設でなされていると思っておりますので、しかしそれでもやっぱり周辺の方々は不安は尽きないわけでございます。そういったことでしっかりとやっていただいておりますので、問題はないと信じておりますけれども、心配の種はあるということです。

しかし、やはりこの県内外から多くの視察者があるであろうと予想します。今の段階でも、相当お聞きしましたところ、ちょっと数字を私持ってくるのを忘れちゃったもんですから、あつとります。そういったことで、とするならばやっぱここに来た方々をいかに和水町に取り込むかというのが、やっぱりこれはまちおこしのひとつにつながっていくんじゃないかというふうに思います。

そういったことで、子どもたちに環境学習をあそこでやってもらったら、やっぱりそけ何キロもせんうちに、江田船山古墳なり田中城跡なり、それぞれのそういった文化、遺産、歴史的な遺産がございますもんですから、そのへんに足を運んでもろて、ひとつ勉強していただきたい。そうすることによって、あの一帯が活気づくということになりはしないかというふうに思うところです。ですからここは事業団と環境整備事業団とこの町がやっぱタイアップしまして、やっぱ横の連絡をとりながら、やっていくということが私は一番大事じゃないかと。よそから来たお客さんは特に、昼食もどっかでせにゃいかんわけですね。だからこら、あそこの事業団の常務ともちょっと、専務と話しまして、やっぱここにお客さんがあったら、じゃ食事はここはどうですか、というぐらいのひとつ案内をしてくださいよと、そうすることによってこの地域も潤いますからと。熊本県に金がおちるわけですからというお話もちょっとしましたけれども、やはりその連携を



とっていくなら、泊りはここはないですから、立願寺温泉。昼食は、どっか三加和か温泉に入りながら三加和の温泉か、ロマン館か、そのへんでとっていただく。町内のいずれかでとっていただくとするなら、いくらかなりとも金も落ちるだろうと。そういうしかけといたしますか、こういっただことが必要じゃないかというふうには私は考えます。それからもっと広くいきますならば、処分場がですね、玉名郡市が一体となってこれは取り組まにゃいかんと思います。最終的には。我が町だけじゃなくて。やはり我が町は古代等の歴史遺産、文化圏としてのメニュー。メニュー化して、それから長洲には近代的な造船工場が、世界にかんたる造船所があると。それから玉名にいきますと、農業関係のトマトの選果場が、トマトは西日本一ですので、生産量は。これはもうしっかりと蒲池議員頑張っておられますけども、そういった施設、選果施設、みかんの選果施設、年中どこかが動いておりますので、これも農業学習の場じゃないかと思います。それからさらにまた、荒尾にいきますと、大牟田荒尾には、やっぱり炭鉱関連のエネルギーを支えたこの施設が、貴重な遺産が残ってる。これは世界遺産にということで、盛んに運動があつとりますけど、こういったやつをこのメニュー化しまして、案内すると、こういうふうなところもございますからという、提案型のあれをやっていくならば、いくらかなりとも結びついてくるんじゃないかならうかと思ひます。

ですから、このへんを積極的に推進するために、是非環境事業団なり、県の振興局なり、そのへんも含めてひとつ御検討いただいて、前向きにパンフレットあたりも準備して観光会社を通じてばらまくというようなこともひとつの方法じゃないかと思ひます。やはり座して待つては誰もきませんので、やはりこちらからしかけるというようなことが大事じゃないかと思ひますが、町長いかがでしょうか。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** お答えを申し上げます。私が言わなんこつは、すべて言うてもらいまして、まさに、まさにそのとおりだと思います。

質問の裏話をいたしますと、この質問の主旨からして、どういうこつかなと、きつとこういうこつばいというふうで、どうやって和手に流れてもらうか、そういうことだろうと想像をいたして同じような答えを頭に描いておりましたんですけど、まさにそのとおりだと思います。

あえて申し上げれば、神尾小学校の跡地の利用ですとか、あと先ほど申し上げました船山古墳、民家村、ロマン館一帯の再整備。このへんで要するにそういう意味では、新と旧。田中城も含めましてですね。新と旧で取り混ぜて学習体験コースということで、お願いできるならば大変ありがたいところがございます。ちょうど折も折ですね。南関の町長とそれから長洲の町長と、子どもたちの交流体験しましょうよと、ついこの前でございます。そういう話もち上がりしておりますので、是非そのへんを具現化したいというふうにと考えるとございまして。簡単でございますけども、ひとまずの答弁とさせていただきます。

**○議長（杉本和彰君）**

8番 高巢泰廣君

**○8番（高巢泰廣君）** ちょっと私があんまりしゃべりすぎまして、ちょっと申し訳ございません。やはりこのことはやればかなりのお客さん来てもらえるんじゃないかなというふうに、私はしっかり確信を持っております。県の方も事業団の方も、そらあそうですねということで、あそこの専務と話したときもしっかり関心を示していただきましたし、それは是非そういう方向でやらないかなと、これは県の町の地域の振興のためにもというように言っていたので、あとは我が町からいかにそちらの方向に声をかけてそして、提案していくかと。向こうは待っておられると思います。もう、準備は万端じゃないかと思っておりますので、是非ひとつこのへんでこちらから仕掛けてみて対応していただくように、そしてあそこができあがって稼働した折には、その前からいろいろメニューは作つとかにやいかんわけですから、対応ができるような体制をしっかりと今のうちから考えていくということは大事なことじゃないかと思っておりますので、ひとつそのへんを十分考慮しながら対応していただくならと思っております。大変失礼をいたしました。これで私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 議会開催中の15日、皆さま方御一緒に中も見学させていただくということで、予備知識もしっかり持ちまして、もし高巢議員が先方さんのお名刺でもお持ちでしたら、拝見させていただいて、御連絡をとりたい。私はもちろんですけども、必要な職員も同行したいというふうに考えますので、是非そのへんの御協力もよろしくお願い申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）** 以上で高巢議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。40分から会議を開きます。

---

休憩 午後3時26分

再開 午後3時40分

---

**○議長（杉本和彰君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日最後に豊後議員の発言を許します。

4番 豊後 力君

**○4番（豊後 力君）** 最後の質問となりました4番議員の豊後でございます。

今日は最後の最後まで傍聴席にお座りいただきまして、本当に感謝申し上げます。

通告に従い質問をさせていただきます。

早いもので半月ほどで新年を迎える時期になりました。国政においては衆議院選挙の真ただ中にあり各党の判断が示される大きな選挙であります。今後の日本の行く末をしっかりと整えていただきたいと思う次第です。

それでは1項目目の質問に入ります。

下水道事業についてでございますが、まず一つ目、下水道事業の整備促進について伺います。汚水処理施設は、健康で快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全といった重要な役割を担

っており、その整備促進は地域にとって極めて重要な課題であると認識をいたしております。本町の生活排水処理事業については、合併浄化槽の事業として菊水地区は、昭和63年から平成13年まで個人設置型処理事業、平成14年より町が事業主体となって浄化槽を設置する市町村設置型浄化槽整備事業で進められております。三加和地区においては、平成元年から平成22年まで個人設置型処理事業、平成23年からは市町村設置型浄化槽整備事業で進められております。菊水地区の特定環境保全公共下水道事業については地形、人口密度から判断し、町中心部約62ヘクタールについて整備を行い平成18年4月1日から供用を開始しての現状であります。この公共下水道事業の全体計画の面積は74ヘクタールで整備率は約84%であるかと思っております。残りの16%面積としまして12ヘクタールの区域、今回取り上げました前原区及びインター周辺については現在未整備の状況であります。特にインター周辺につきましては安全で安心して暮らせる快適な魅力ある町の実現のため、分譲住宅の計画もあり、また今後企業誘致等の場所でもあるかと思っております。このような事からこの区域の下水道は必要不可欠であると考えますが町長の御意見を伺います。

(2) の継続率向上の取り組みと成果について伺います。

この下水道事業は町民全体で支えていかなければならない事業でもありますので継続率が大きなテーマになると思いますが、町として継続率向上の取り組みと成果について伺います。以上2点お願いしたいと思います。2項目目からは質問席より行います。

**○議長（杉本和彰君）** 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 豊後議員の御質問にお答えをさせていただきます。

下水道事業の整備促進ということでございます。整備の状況それから促進の経緯等々につきましては、後ほど担当課長から答弁をさせるようにいたします。私の方では、この下水道事業の必要性ということについて御答弁申し上げたいと思っておりますけれども、特に前原のインターチェンジ、この周辺につきましては、ある意味ではこの和水町の一等地じゃないかと思っております。一等地にございますので、例えばお話にございましたように、御質問にございましたように宅地造成するにしても、あるいは企業誘致をするにいたしましても、下水道の完備というのはどうしても必要になってまいります。なぜかと言いますと、大型の合併浄化槽ではどうしても若干のにおいが残るといようなことで、あの辺には食べ物屋さんもございまして、なかなかそのへんの近隣の状況にも気を配らなくちゃいけない部分であるかなというふうに思います。また、他の地域でも企業誘致を予定してる、今しがみついでるところですけども、そういうところでは下水道にプラスして上水道についても整備を図らなくちゃいかなかなというところも、塩梅によっては出てきそうな状況でございます。

そういうもろもろの事情がございまして、下水道事業については、進めていかななくちゃいけない必要性というのは十二分に認識をいたしておるところでございます。

ところが、2番目の接続率の向上ということでございますけれども、いいことか逆のことか判断に迷いますけれども、結構やっぱりおかげさまで合併浄化槽の整備が進んでまいったということで、先ほど接続率のお話がございましたけれども、残る未接続の部分は大方合併浄化槽が入って

るというような事情がございます。接続率が下がりますと、どうしても下水道事業の会計に響いてまいります。従いまして下水道事業会計の健全性等々を勘案しながら、この事業を慎重にかつ積極的に進めていかなくちやいけないのかなと考えているところでございます。申し上げましたようにもろもろについては、担当課長よりお答えを申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）**

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** それでは下水道事業について、若干、今質問の中でも詳しくお話いただきましたので、要所部分だけについて御説明したいと思いますけれども、確かに生活環境の保全ということで、当初計画が62ヘクタールということでスタートしております。その後は21年に周辺の集落につきまして、白石、鶯原、中原、前原、浦谷、及び久米野ですかね。周辺の集落について、下水道施設をやった場合どうなのかという、経済比較というのをされております。その結果、その当時の世帯数が前原で64世帯ということで、この全世帯を接続すれば、下水道にした方が有利であると、いう結果がでておりまして、全体の面積が74ヘクタールということになっております。

また、浄化槽、浄化センターの日最大処理能力につきましては、800立米の能力があるということで設計されておりまして、現在の利用状況からみますと最大立米量は、現在588立米でありますので、余裕があるというふうなことです。

今、町長もちょっと言われましたけども、現在供用開始しております区域内の未接続が、2、3年前の調査になりますけど、当初450世帯の計画の中で108世帯が未接続だったと。その調査の時点です。その時の40%が18年からの供用開始でございますので、それ以前にすでに合併処理浄化槽を、それとか単独浄化槽への改善がなされていたというふうなところで、その40%につきましては、現在も下水道への接続がかなっていないというふうな状況にあります。

繰り返しになりますけれども、唯一前原地区につきましては、今言われますように最良の生活、安全で安心な生活地域であるというふうなことから考えますと、接続を推進していくということも、検討していかなければならないと思いますけれども、今申しましたようにその未接続の40%については、そういった合併浄化槽がされてるということで、18年度以降、現在までのちょっとその調査が今しておりませんが、その64世帯のうちの何世帯が接続をされてるのかというところの調査等進めながら慎重に検討していかなければならないものと思います。

しかし、現在町の方では宅地の分譲等の計画もしておりますし、また今後の出店等の広がりとか、そういった部分を考えていきますと、そういった検討をしていかなければならないというふうに思います。ただ単にこれまでの区域内であるからということで、下水を敷いてしまっても、返って現在の経営状況を圧迫するというふうな結果にもなりますし、そのへんの部分については、慎重に検討が必要ではないかというふうに考えております。

ましてや繰入金等の60%ぐらいを繰入金に頼っている部分もありますので、経営にあたって独自にいけるような不利益を減らせるような経営ができるような検討をしていかなければならないというふうに考えております。

それから2点目は、接続率向上の取り組みと成果についてということでございますけれども、ちょうど25年、26年、27年の3年間において、県の方で上限が10万円の工事にかかりました費用の2分の1。上限が10万ですけれども。県の方からですね。の補助がでる補助制度がございます。この補助制度でいいものは、同じように町もその制度を要綱を定めていなければならないということで、そういった申請をいただきますと、県からの10万の補助金。それから町からの10万の補助金ということで、現在20万の補助を出せるような制度がございます。これは、昨年から来々までの3年間ということで、接続率の向上に取り組むための補助制度として設置されているものがございまして、生活環境及び水環境等の保全のための県からもそういった利用を推進してくださいというふうな問いかけもあっておりますし、これまでも広報等に、この制度についても広報三加和の方に載せて、町内にも広報しているというところでもあります。こういった中で今回、今年度ですけども、申し訳ありません、長くなって、今年度ですね、5件の申請だったんですけども、現在9件の申請がでておまして、ちょうど今回たまたまですけども、補正をお願いしているというところもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと現在の接続率ですけども、当初の450世帯からしますと、そういった制度もございまして、今年度9件の接続がかないますと、約90%の接続率になるというところで推移しております。すみません。長くなりました。以上です。

#### ○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 簡潔に結構でございますが、確かにこの事業については、繰入金に依存しているのは十分理解をしております。ただ前原地区を見たときにどれほど企業、また保育園、それから老人施設、ほとんどがここに集中をしております。ニシヨリも一応あそこは竈門地区になりますけど、近辺にあると。それから町営住宅。これだけいろんな事業する方々、それから菊水の里とかそういった食の提供の場所も増えております。やはりこういう中で上下の整備というのは、こら不可欠だろうというふうに思います。確かに長洲は大変な思いをやってこられた部分もありますけど、今は非常にそれが功を奏しとるというような状況もあります。ただ繰入金が増えれば財政を圧迫するということではいけませんけど、それにはいろんな施策を盛り込めば十分私はやっていると。住民の生活のための最低限のものを作り上げるということも大事だろうというふうに思います。

それと、下水道事業についてはもうこれ以上言いませんが、上水についても、あの辺一帯非常に水質が悪いんです。やっぱりこのへんもびしっと整備をしていくことによって、安心安全な生活が営まれるというふうに私は考えますので、どうかそのへんもやっぱり利用率が上がらない、上がらないという割にはそういった働きかけが、今ないんじゃないかなと思ひましたので、今回とりあげをさせていただきました。

是非下水道事業については、前原地区にはそれなりの今から発展する部分でもございまして、しっかりと計画を立ててやっていただきたいというふうに思ひます。これも県の補助も結構あるようございまして、そのへんについてはよろしくお願ひをいたしておきます。

それでは、続きまして、2項目目の質問に入らせていただきます。

消防施設についてということですが、無蓋防火水槽の問題をどう捉えているかということで出しておりますが、消防団は火災の消火活動、風水害、地震等の自然災害が発生したときの避難誘導や火災予防のリーダーとして日々活動し、地域に密着して地域住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っております。このようなことから、消防団は地域防災の要として非常に重要な組織と認識をいたしております。そして地域に点在するもっとも住民に身近な消防施設として防火水槽がございます。

そこで、質問ですが、町内の防火水槽に蓋がない、無蓋防火水槽についてお尋ねをいたします。一般的にこのタイプは設置年が古く、表面がむき出しで、また水面が高い位置にある場合が多く、緊急時の消火活動の不便さや特に衛生的な面、落ち葉などの除去、金網の設置による幼児などの転落防止柵など多くの問題が残っております。この問題については、有蓋防火水槽に改善してほしいとの多くの声があがっております。そこで質問ですが、新設防火水槽の要望に対しての整備進捗はどうか。

また、新設要望が少ないように思われますがその要因をどのように分析されていますか。

ほとんど手つかずの無蓋防火水槽の早期改善の必要性をどう考えておられるのか伺います。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 豊後議員の消防施設についての御質問にお答えを申し上げます。

和水町には防火水槽が全部で221基であると思います。221基がございます。豊後議員の言葉にもございましたように、いざ火災発生というときの初期の消火はもちろん、本格的な消火活動になくはならない水利でございます。そういう意味では常に良好な状態に保っておく必要があることは申すまでもございません。町といたしましては防火水槽等の消防施設の更新や修繕等の支援をさせていただいてるところでございます。その中にごさいます無蓋防火水槽、この部分につきましては、お話のとおり確かに事故防止、それから衛生上の問題等々御指摘のとおりでございます。

それらを含めまして、防火水槽の状況それから無蓋防火水槽の状況、このへんを担当課長よりお答えを申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）**

総務課長 高木洋一郎君

**○総務課長（高木洋一郎君）** 豊後議員の消防施設についての無蓋、蓋のない防火水槽の問題についてどうとらえているかという御質問に答えさせていただきます。

今町長が申し上げましたように、本年12月1日現在で221基の防火水槽がございます。自然水利は除いております。そのうちに蓋のあるものが161基。73%を占めておまして、残りの60基が現在蓋がございません。

無蓋防火水槽、蓋のない防火水槽の問題をどう捉えているかという御質問で議員御指摘のように、水槽への転落事故、それから落ち葉等による不衛生、弊害、あるいは害虫もその中に含ま

れるかと思えますけれども、日ごろの管理につきましては、地元消防団をはじめ、日常的に管理をお願いしておりますし、修繕の必要があるような場合には、そういう判断がなされた場合には地元の区長様を通じて、私どものほうに改修等の要請を受けているところでございます。

地元要望に対する防護壁の設置はもちろん、進めてまいっておりますし、消防団の巡回、点検も毎年1回以上はなされているところでございます。

その蓋があるものへの転換についてでございますけど、すべて60基をいっぺんにするということとなりますと、財政的な大きな負担を伴うことがございます。

それから今ある防火水槽に蓋をかぶせるということも考えられますけれど、荷重が重すぎて、過重でひび割れをして漏れるという心配もしております。

それから三つめ1番いいのは、新しく有蓋のものを設置するというのが1番いいのでございますけれども、用地の提供についての問題が残ります。

以上のように財政面、あるいは設置の場所等を勘案しながら、いっぺんにはできかねますので、年次計画を立てながら計画的に進めて有蓋化、蓋のある防火水槽の設置に取り組んでいかなければならないということを感じているところでございます。

#### ○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） まだ60基ほどあるということで、私も実は見て回りました。写真も撮って、サイズも図ってきました。建設された時期というのは私にはわかりませんが、だいたい今無蓋のやつは、だいたい大きいやつで5mの5mというのが、だいたい多ございました。中には3mの9mの長いやつとかありまして、1個1個ちょっと計ってきましたけども、中には金魚も泳いでおりました。これ、金魚がおるということは、ボウフラがわいたときに食べてくれるからいいんじゃないかなという思いもしましたけれども、中には水が3分の1ほどしか入っていない防火用水もあります。ただフェンスについては、金網については、すべてやぶれもなく破損もなくついたりしました。ただ私が今回とりあげたのは、やはり衛生面ですね。きれいな水が入るとこもあります。落ち葉が落ちて中がもうドロドロになるとるやつもありますし、また水の色も青く変色しているような水もございます。やっぱりこれは大事な家屋を鎮火させるための水でございますので、やっぱり下の方から水を吸い上げますと、ヘドロ等がたまっておればポンプの故障の原因にもなるかというふうに思いますので、是非そのへんは順番というわけにはいきませんが、必要不可欠な部分から蓋をしていくということも私は大事じゃないかと思います。ただセメンで蓋をしますといくらかかるとかあります。実は九州のヤマハ事業所。これはちょっと私連絡をとりましていろいろ御相談を申し上げたところ、ここは学校関係のプールを作ったりとか、遊園地のプールあたりのFRPで作ってるところでございます。ちょっといろいろ御相談申し上げたら、ちょっと小さい事業には我々はちょっと無理ですよということで、私たちの地区には有明海がございまして。船舶はすべてFRPで今は造られております。そういった小回りの利くFRPを使った加工場というのがいっぱいありますから御紹介を申し上げますという話でございました。なぜそれをするかということ、金網をはめてもやっぱりいろんなものが入りますが、

FRPは軽ろうございます。これは強度を保つためにかなりの厚みを必要とする部分もありますが、通常水槽関係は、5ミリもあれば十分まにあうわけです。ですから、5mの3mとか、そういったマスには蓋をするにはもってこいだということで、実は私もいろいろ調べてみました。ちょっとお聞きしたいのは、この蓋をセメントで囲った場合、いくらぐらいかかるのか。FRPだったら、業者に1m板を作ってもらってそれをカットして、ビス留めしていけば簡単にできる部分もございます。ですからそういうことをやっぱりやっていくことが、私は今後衛生面においても和木町はこういう取り組みをしてるということは全国に広がると、私は確信をしております。ですからそういった部分も地場産業の中でできるのであれば、私は一つの大きな経済交流が生まれるんじゃないかと考えましたので、実はそのへんもいろいろインターネットを使って御相談をしてきた経緯がございますので、まず1点。

セメントで囲った場合、5m5mで結構ですが、どれくらい費用がかかるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

総務課長 高木洋一郎君

**○総務課長（高木洋一郎君）** 今専門家にちょっと計算をしていただいております。概算ではあとで御報告できるかと思いますが。

まずは今御紹介いただきましたFRP。船に使われて、耐久性があつて、汚れもあんまり目立たず軽いという特性をもっているということは、私も存じておりましたが、そこまでの発想はございませんでした。ありがとうございます。

自分たち、まず防火水槽の点からいきますと、私どもの財産、生命を守ってもらう非常に大きな施設でございます。身近なものとして、地域の皆さま方の生命、財産をまもる大切な防火水槽として日ごろからまず関心を持っていただきたいと思ひます。そして葉っぱがあれば消防団にちょっと御連絡をいただいて取るとか、一人では無理でございますので、消防団とともに、巡回、点検、清掃いただければ大変ありがたいし、幸いのことではないかと今感じたところでございます。それから転換については、先ほどございましたように、老朽化のはげしいものから順次交換していくというのが、一番ベターなやり方ではあるかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、土地の提供が前提でございますので、そのところは、やはり地域の中で、御協議をいただいて、御要望御相談をいただいたところから、まだ国の補助制度もございまして、そういうものを活用しながら有蓋化、地下埋設型の有蓋化というものに転換を図って、計画的に図っていきたいと思ひております。

**○議長（杉本和彰君）**

建設課長 池田宝生君

**○建設課長（池田宝生君）** ここで金額をいくらというのは、1カ所1カ所、条件でも違いますし、現状のコンクリートの状況も調査しないとわからないと思ひますし、構造計算等も必要になってくるかと思ひます。ましてや現在造っています防火水槽の埋設型につきましては、工場製品を現場で組み立てるというか、圧縮強度等の確認をしながら、水漏れがあつてはいけませんの



で、そういった確認をしながら設置する状況がございますので、ここでコンクリートだけの量からすると2、3立米しかいらぬというふうな計算はできるんですけども、そういった1カ所1カ所の防火水槽の状況を確認しなければなりませんので、いくらですということはちょっと言えません。

**○議長（杉本和彰君）**

4番 豊後 力君

**○4番（豊後 力君）** 確かに私の質問がちょっと悪かったと思いますが、目安としてね、だいたいこれくらいかかるということをおっしゃっていただければ結構なんです。

先ほど私がいいましたのは、防火用水を逆に言うならセメントで箱を作って埋め込んでやるということも確かにこれは大事なんです、先ほど言いましたFRPで、これはヤマハ工業が大きな事業としてやっております。これをその防火用水にすれば、経年変化はあんまりしませんので、もしその場所を移転すると、掘り起こせばどこでも持っていけるんですよ。ですから今学校にプールあたりができているのは、みんなそういうシステムです。土台をしっかりとした中で載せていく。もう必ず土の中埋めんでも、5mの5mだったらある程度の一定量はありますから。逆にオープン型でここは防火用水ですよというのは、すぐわかるようにしとけば、ここはもう土地があれば、じゃよその場所に持っていきます。そういうおもしろい発想も考えてみてください。これはもう余談です。わかりました。あと60基ほどあるということは、私も確認をいたしております。やっぱり年に1回じゃなくて、年に数回は水量、または中のごみ、このへんも是非ちょっとやっていただきたいなど。特に衛生面が私は一番心配ですので、その時期になりましたらやっぱり点検をするということが大事だと思います。是非やっていただきたいというふうに思います。これ、また今後の問題ということで、次にうつりたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

総務課長 高木洋一郎君

**○総務課長（高木洋一郎君）** ただいま議員から御提案をいただきましたように、1回以上はやっておりますが、定期的な点検については消防団の幹部の皆さんと協議をしながら、図ってまいりたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

4番 豊後 力君

**○4番（豊後 力君）** それでは3項目目の私の得意分野ですが、農業振興策についてお伺いをしたいと思います。

先ほど来いろんな方々から耕作放棄地、また農業問題についてはお話があつておりますが、私の視点からまたお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

まず1点、耕作放棄地の解消策について何うということでございます。

和水町の農地は将来にわたって、町民のために限られた資源であるとともに、生活生産を行うための共通の基盤であり、恵まれた自然環境は貴重な財産であると思います。町内の農地は町民の食糧確保に必要な土地として、2,500ヘクタールほど健在する中、耕作放棄地が多くを占め、

貴重な財産をもたただ見捨てられてる現状であります。25年度の農業委員会の調査では、全体の20%ほどの、先ほど508ヘクタールという数字がでておりますので、が、耕作放棄地になっております。つまり、508ヘクタールの耕作放棄地に雑草等が生い茂っているという状況であるのではないかと思います。町長はこの数値をどのように思われるのか伺います。

合わせて耕作放棄地対策事業等の各種交付金や補助金等について本町では、今までどの程度の補助金等を受けてきたのか伺います。

また、今後農業従事者の取り組みを補助金にいかに関わりつけていくか、これこそ行政の主たる業務といえるのではないかと思います。このようなことから農業従事者に対し、多種多様な補助金等の主旨、使われ方、わかりやすい指導がまさに行政の業務と考えますが、いかがでしょうか。なお、農業従事者への指導実績についても伺います。その前に今日は。

**○議長（杉本和彰君）** 豊後議員、最初はこの項目について。

**○4番（豊後 力君）** 失礼しました。私も熱くなる方でございますので、よろしくお願ひします。

**○議長（杉本和彰君）** 執行部は、最初の質問について答弁を求めます。

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 豊後議員におかれましては、だいぶおっしゃりたいこともあったと思いますけど、御勘弁ください。簡単に答えさせていただきます。

お話にもございましたとおり、農地は食糧生産の基盤でありますとともに、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有するものでございます。私たち共通の財産でもございます。近年、本町においても担い手の減少、農業所得の減少等の要因により、耕作放棄地が増加しており、その対策についても苦慮をしているところでございます。この解消には、国事業でございます耕作放棄地再生利用緊急対策事業、10アールあたり5万円や、県の事業でございます耕作放棄地解消緊急対策事業、これは名目は同じなんですけど、10アールあたり、2万から3万円。町単独事業の耕作放棄地解消事業、10アールあたり、これも2万から3万円などを利用し、解消に努めるようにいたしてはおります。また、経済課と農業委員会で連携して、毎年耕作放棄地の状況を把握するための現地調査を行っておりまして、今後解消事業の活用や、企業の参入などに把握した耕作放棄地の解消に向け、取り組んでいく所存でございます。

この耕作放棄地につきましては、作付けすればコストに見合う収入が得られることが必要となつてまいるかというふうに思います。農業者の中で後継者がいらっしゃる専業農家さんの一部にお話を聞きますと、やはりコストに見合った販売ができるルートを自ら独自に開拓されているということが、まずでてまいるようでございます。自らが知り合い、行き来を通じまして、販売ルートを探しておられる。これまではそういう個々の努力で販売ルートを開拓せざるを得なかった状態でございますけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、なかなか言うは易しでございますけれども、販売ルートを持った先との提携でございますとか、町としての様々な販路の模索につきまして、町内外の協力をいただきながら、なんとか進めてまいりたいというふうに考えるものでございます。関連の答弁につきましては、担当課長よりいたさせます。以上でございます。

す。

**○議長（杉本和彰君）**

経済課長 坂本政明君

**○経済課長（坂本政明君）** 豊後議員の御質問にお答えいたします。耕作放棄地に対する補助金の実績ということでございますけれども、一応金額についてはちょっとこちらの方では、把握、ここに持ってきておりませんので、実績で出しましての面積、件数等についての御報告をいたします。

平成21年度から25年度にかけては、国の事業につきましては、3件の1.2ヘクタール。県の事業につきましては、13件の4.7ヘクタール、町の事業につきましては、1件の0.2ヘクタールの事業を実施しているところでございます。

それから指導実績について御質問でございますけれども、耕作放棄地については経済課と農業委員会、両方連携しながら事業をいろいろ推進をしているところでございますけれども、農業委員会としましては、耕作放棄地の解消策といえますか、どちらかといえばならないということで、基盤強化法による利用権設定がございまして、利用権設定の期間満了時期に通知を作成し、農業委員さんと連携しながら再度利用権の設定を行っていただくようお願いしております。

また、年に1回、農業委員さんと農地の利用状況調査を実施し、現地の状況等を確認、把握を行っているところでございます。最近では農家の高齢化による、離農の相談が少しずつではありますがあっておりまして、事前に担い手農家及び農業生産法人からの規模拡大の希望がある場合は、農地条件等を確認し、随時農業委員さんと情報を密にとりながら、利用権設定等を実施しているところでございます。そうすることによりまして、利用状況調査等の結果による耕作放棄地や離農農家さん等の圃場ができるだけ耕作放棄地にならないで済むような推進を図っているところでございます。以上です。

**○議長（杉本和彰君）**

4番 豊後 力君

**○4番（豊後 力君）** 私の質問の仕方がちょっとまずかったということで、お詫びしたいと思いますが。

まずは耕作放棄地が増えてくるとやっぱりいろんな弊害がでてまいります。やはり猪が増えたりとか、そういう部分もございまして、また隣の畑に迷惑をかけるとか、そういう部分が多くでてくるというふうに思います。実際私の農地でもそういう事例がでておりますので、取り上げました。

先ほど聞きました耕作放棄地にからみまして、農業従事者の取り組みを補助金にいかにつなげるかということの中で、実は確かに緊急対策事業で、10アールあたり3万円の補助はすでにあつとりますね。ただこれを3年間耕作をしなきゃならないというのは、なかなか難しい部分もございまして、それによって変わる、実はちょっと今日は幹部さんばかりなんでちょっと聞きたいんですが。これは「月間農業熊本アグリ」という雑誌、雑誌ていうかこれは毎月でております。

それと「現代農業」、それと「家の光」、ここは幹部さんばかりですが、このいずれかを購読されてる方何名ぐらいいらっしゃいますかね。これは重要な問題なんです。購読されてますか。そうですか。やっぱりね、このへんは読んでいただきたいというのがいっぱいございますし、また「月刊アグリ」には地元の専業農家の県への公募してそういうのを載ってるんですよ。実は下津原地区の方が今度県に応募されました、そういうのも事例として載っております。是非読んでください。1月号は今度は、あとで言いたかったんですが、天草の普及活動がでてまいります。これは何かというと、オリーブなんです。これでまいります。必ずこれは見ていただきたいというふうに思いますし、やっぱりこれくらいを農業問題を検討するにあたっては、予備知識として持っとってください。いいこと書いてあります。「家の光」なんて特にいいのが書いてあります。これはね、JAの肩を持つわけじゃないんですが、JAにはこういった農業関係に対しての書版はいっぱいできておりますんで、是非。これは余談になりましたんで、やっぱりこういった補助事業の中で、新規作物、先ほど栗の話ができました。補助事業として補助金をだしております。やはり耕作放棄地というのはなかなか解消できない部分はそこに野菜を作れとか、そういう部分は難しいと思うんですね。ですから取り組みの中で、今オリーブを、オリーブ協会の会を作っております。実は私も副会長をしておりますが、私が今170本ほどのオリーブを植えておりますけれども、これは1本3,000円するんですね。1回私は、一般質問の中でも申し上げましたが、オリーブの事例、実績がないから補助金はちょっと難しかでしょうと。これをちょっと言われまして、私も議員してるんで補助金をくれとはなかなか言えませんでしたので、それなりに私の会にはその旨を伝えておりましたけど、やはり高額な苗代を自分で植えてそれを管理するには、かなりの費用がかかってまいります。そのへんを取り組んでいただいて、今後会長名で恐らく申請があるかと思しますので、よろしく御検討いただきたいと思います。

それともう1点。先ほどの渋柿。これは渋をぬく方法をひとつ教えときます。まず、高額なウィスキーとは言いませんが、ヘタをウィスキーにつけて発砲スチロールの箱におけば、渋はぬけます。ものすごくいい渋柿じゃないですが、甘柿ができます。これはもう私の余談として言えますが。

それといろんな補助事業で私は集落交付金をなんとかできませんかということで、一般質問で申し上げました。これを耕作放棄地、またはその地域の取り組みの中であえて、今日私出したんですが、ホームページに集落交付金ということで出してみてください。皆さん方はインターネットが机の上にあるんですから、パソコンがありますから、これを見ますと、ものすごく山形県最上町、ここの取り組みがあつとります。ですから、先ほどホームページを見ましたら「元気な集落づくり応援交付金事業」ということで、限度が50万。うちの場合は農業振興のために道路整備をやっていますが、これと別の枠でそういう取り組みをされております。これは3年間の事業実績を基に支払があるということで、これは是非見といてください。ですから、集落交付金を町単独でやられるところあるんですから、是非そういった部分でも取り上げていただければ、耕作放棄地解消の一役担うんじゃないかなというふうに思います。このへんについて、町長はどういう思いをもたれるか、お聞かせいただきたいと思います。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** 「家の光」も「アグリ」も読んでおりませんで、申し訳ありません。

この集落交付金、どういんでしょうか、農業関係だけじゃなくて、私のこれはただ頭の中にあつたことだけ。いわゆる例えば校区ごとの地域の活性化交付金だとか、そういう形でなんとか地域の活性化ができないかなと、薄らと考えていたようなことがございますけども、財政の問題もございます。もろもろ勘案も組み合わせながら、検討させていただきたい。だいたい普通は検討させていただきたいと言いますと、やりませんという話なんですけど、決してそういう意味じゃなくて、本当に検討させていただきたいというふうに考えます。

**○議長（杉本和彰君）**

4番 豊後 力君

**○4番（豊後 力君）** これは限界集落が当町には2カ所ございますんで、そういう中でも本当に活用できる資金じゃないかなというふうに思います。今回またちょっと取り上げさせていただきました。

私はなんでもいろんな私の思いでしゃべりますんで申し訳ないんですが、今日の熊日の社説の1ページの裏に、皆さん読まれましたかね。「若手のやる気を施す農政を」と。700字ぐらいでまとめてあります。私も広報やってますんで、700字でうまいとここれ書いてあるなということ、ちょっと関心をしたんですが。今の国の施策の中で、農業の経営形態やJAグループの抜本改革を目指していると安倍首相が言われておりますが、確かにそれは必要かと思えますけれども、やっぱり考えるのは、またこういうことも言われております。今の農政で気になるのは農業農村の所得倍増。今、和水町で所得倍増してる農家の皆さんが何人いらっしゃると思いますか。まず、水稲作付けして、先ほどありました、1万80円、これが倍増につながってますかね。倍増っていうのは、単価が倍になれば倍増になります。やはり和水の農業は稲作経営がほとんどを占めておるんです。園芸は言っちゃ悪いけどわずかだというふうに感じております。園芸も非常に厳しい状況の中で今、農家の皆さん方は奮闘してるというのも事実です。みかんの暴落、本当に私は身を切るような思いだというふうに感じております。倍増、どうすれば倍増になるんですかと、私はお聞きをしたい。ですからやはり本当に必要なのは、日本の農業農村に可能なこと不可能なことを見極める作業。やっぱりこの政策はいかんといったら、次の政策に手を打って見極めていくというのも行政の一つの仕事だろうというふうに思いますので、是非私は農業出身でございますので、農業に本当に活力がないと本当の町民の豊かさはめぐってこないというふうに思っておりますので、ちょっと今日は質問にならなかったかもしれませんが、私の思いの中でやはり農業政策を重点としてとりあげていただきたいということを念頭におきまして、下手な質問になりましたけども、これで終わらせていただきたいと思います。くれぐれもオリーブの方はよろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）**

町長 福原秀治君

**○町長（福原秀治君）** オリーブの方は、要望書があがってくるということでございますので、お待ちを申し上げたいと思います。

今日は一日を通じまして、ほとんどの議員さんからやっぱ農業問題というのが、でてまいりました。いかにこの町にとりまして農業が重要かということの証しでもあるかと思えます。そういう意味では、議員の皆様、それこそ議員団としてお力をお貸しいただいて、勉強させていただいて、有効な施策が打てるように御相談を申し上げつつ、進めてまいりたいというふうに思いますので何とぞよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（杉本和彰君）** 以上で豊後議員の質問を終わります。

これで本日の会議は全部終了しました。12日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。御起立願います。

どうもお疲れさまでした。

---

散会 午後4時37分